

第百十二回国参議院内閣委員会會議録第八号

昭和六十三年五月十二日(木曜日)  
午前十一時一分開会

委員

野田 哲君

厚生省援護局庶務課長 新飯田 昇君

委員の異動

四月二十六日

辞任

補欠選任

四月二十七日

辞任

補欠選任

四月二十八日

辞任

補欠選任

四月二十九日

辞任

補欠選任

四月三十日

辞任

補欠選任

五月六日

辞任

補欠選任

五月九日

辞任

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

名尾 良孝君

理事

板垣 正君

岩本 政光君

大城 眞順君

柳澤 幸弘君

大島 友治君

柳澤 幸弘君

大島 友治君

柳澤 幸弘君

大島 友治君

柳澤 幸弘君

大島 友治君

柳澤 幸弘君

大島 友治君

柳澤 幸弘君

説明員

原 度君

事務局側

石川 雅嗣君

常任委員会専門員

平野 治生君

内閣参事官

本多 秀司君

内閣総理大臣官房参事官

河原崎守彦君

内閣官房内閣広報官

小淵 恵三君

内閣官房内閣広報官

宮脇 嘉介君

内閣官房内閣広報官

柳澤 幸弘君

○委員(名尾良孝君) 平和祈念事業特別基金等に関する法律案を議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小淵内閣官房長官。  
○國務大臣(小淵恵三君) ただいま議題となりました平和祈念事業特別基金等に関する法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。  
恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題などのいわゆる戦後処理問題については、近年国に對し補償措置等を求める声が強まり、種々の論議が行われてきました。このため、昭和五十七年六月に学識経験者による戦後処理問題懇談会を設置し、同懇談会においてこれらの戦後処理問題についてどのように考えるべきかについて二年半にわたり慎重かつ公平な検討が行われました。その結果、昭和五十九年十二月に内閣官房長官

に對し、いわゆる戦後処理問題については、もはやこれ以上国に對して措置すべきものはないが、関係者の心情には深く心をいたし、今次大戦における国民のとうとう戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設する旨の提言が行われたところであります。政府としては、同懇談会報告の趣旨に沿って所要の措置を講ずることを基本方針とし、その具体的内容等については種々検討調査を行ってきた結果、平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に對し慰籍の念を示す事業を行うとともに、戦後強制抑留者の問題については、これらの方々が戦後酷寒の地で強制労働に従事させられ大変御苦労をされたという特殊な事情を考慮して、本邦に帰還された方々に對し個別に慰労の措置を講ずることとしたところであります。  
以上の経緯を踏まえて、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。  
次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。  
まず第一に、この法律の趣旨は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給等を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等、関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に對し慰労の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金を設立するとともに、戦後強制抑留者に對し慰労品の贈呈等を行うことについて必要な事項を規定するものであります。  
第二に、平和祈念事業特別基金についてであります。その目的は、今次の大戦におけるとうとう戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に對し慰労の念を示す事業を行

うこととあります。

基金の資本金は十億円とし、政府がその全額を出資することとしております。なお、昭和六十三年から五年度を目途として、政府の出資額が二百億円となるまで基金に追加して出資するものとしております。

また、基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、基金の業務に関し学識経験を有する者十人以上で組織する運営委員会を置くこととしております。

基金の業務は、関係者の労苦に関する資料の収集及び展示、調査研究、出版物その他の記録の作成その他基金の目的を達成するために必要な業務としております。

このほか、財務会計に関する事項等所要の規定を設けております。

第三に、戦後強制抑留者またはその遺族に対する慰労品の贈呈及び慰労金の支給についてであります。

まず慰労品の贈呈であります。戦後強制抑留者またはその遺族に総理府令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとし、基金にその慰労の事務を行わせるものとしております。

次に慰労金の支給であります。戦後強制抑留者またはその遺族で日本の国籍を有するものには、慰労金を支給することとしております。ただし、年金恩給等の受給者等には支給しないこととしております。

慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位はそれぞれこの順序によることとしております。

慰労金の額は十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付することとしております。

また、慰労金の支給はこれを受けようとする者の請求に基づいて行うこととしておりますが、この請求期間は昭和六十八年三月三十一日とし、この期間に請求のない場合には慰労金は支給しない

こととしております。

なお、慰労金の支給に関する事務のうち、請求の受理及び審査に関する事務を基金に行わせるものとしております。

このほか、慰労金の支給等に関し所要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(名尾良孝君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 官房長官大分お取り込みのようでありまされども、法案の内容に入る前に所管事項について二つばかり伺いたいと思存します。

まず最初に、きのう総理府の中で家宅捜査があり逮捕者が出た、こういうショッキングな事件が報道されております。行政機構の中核であり、総理や官房長官の直属のところにこのような不祥事件が起きたということは、これは大変重大なことだと思存します。この事件の概要と、官房長官としてはどのような所見をお持ちであるのか、まず伺

いたいと思存します。

○政府委員(本多秀司君) 先に概要につきまして私の方から御説明させていただきます。

実は、昨日のことでございます。私もまだ十分把握し切れない面がございます。いずれにいたしましても、昨日の朝九時三十分ごろでございましたか、東京地方検察庁によりまして、総理府の元管理室長である橋本哲郎氏に対する収賄被疑事件につきまして令状執行の上、関係書類等の差し押さえ、捜索を受けたというのが事実でございます。

この元幹部職員が汚職被疑事件の事実関係につきましましては、現在司直の手にゆだねられておるところでございますので、その捜査の状況を見守っているところでございます。

○国務大臣(小淵恵三君) 概要につきましてはただいま答弁申し上げたとおりでございますが、官房長官といたしましては、公務員は全体の奉仕者として職務の公正な執行に自ら自戒し、厳正な規律を保持しなければならぬことは言うまでもないことと考えております。今回の事態は、元職員であるといえ、まことに遺憾かつ残念な事柄であります。改めて姿勢を正し、国民の信頼を回復すべく政府として努力いたしてまいる所存でございます。

なお、昨日、総理府といたしましては今回の不祥事につきまして、一、広報予算執行に関するチェック体制の見直し、二、業務適正化委員会(仮称)の発足、三、綱紀粛正の徹底についての通達、四、人事管理・人事配置の見直し等につきまして、早速に幹部職員を集めましてその対応策について対処いたしていくことを定めた次第でございます。

○野田哲君 中曽根内閣時代のこととありますけれども、片や公務員に対しては行政改革によって厳しい給与の抑制など耐えを求めながら、片やその中核においてこのようなことが行われたということは、私も大分大変なことはやはり問題があったというふうにも考えているわけですが、

けさの新聞などによりますと、橋本が収賄によ

つて得た金額は五千数百万円という報道があるわけでありまして。しかも、単に広報関係だけではなくて、他の省庁に対しても事務機器等の納入についてあつせんをしてその報酬を得ていたというようなことで、これが五千数百万円になっている、

こういう報道があるわけでありまして、そういったものと、これは単に総理府内だけにどういたしますと、かなり各省庁に及んでいるのではないかと。かなり各省庁に及んでいるのではないかと。具体的な文部省へ事務機器の納入についてあつせんをした、こういう報道があるわけでありまして、

けれども、それらの点について、どういふ省庁に對してどのようなあつせん工作をしていたのか、そういう点については総理府としては自主的に内容の審査をやられるのか、それとも挙げてこれは司直の手にゆだねるのか、その点はどういふふう

に考えておられるわけですか。

○政府委員(本多秀司君) 私ども総理府内におきまして、先ほど官房長官からお答えがございましたとおり、私どもに對しまして四つの点につき指示がございました。早速きのう業務適正化委員会を開きまして、今後のあるべき対応策につきまして協議をしたところでございます。したがって、

まず第一義的には総理府内におきまして公務員の綱紀粛正という観点から、今後の業務の見直し等につきましては当然対応していかねばならないというふうにも考えております。

各省庁につきましては、これは私も現時点におきましてはまず総理府内の姿勢を正すということが第一義的であるというふうにも考えておりますので、他省庁関係につきましては、これは司直の捜査の結果に期待したいというふうにも考えておるところでございます。

○野田哲君 彼が収賄によつて得た金額の大きさを考え、しかも文部省の担当者事務機器の納入等についてあつせんをしていたというようなことを考えますと、私も大分大変なことはやはり問題がある者で、総理府の担当の室長といえますか管理室長というんですか、このポストはそんなに権限を持っているものかと思存に思存するわけ

ありますけれども、そういう面からの行政機構についてのチェックといえますか見直しといえますか、そういうものが必要になってくるのではないかと、私はいくつかの点で、その点でいいたいですか。

○政府委員(本多秀司君) 御指摘のとおりでございます。これも先ほど官房長官がお答え申し上げましたとおり、一つの非常に重要な検討事項といたしまして、例えば総理府における人事管理体制がどうなっているのか、あるいは適正な業務の執行を行うためのチェック体制はどうなっているのか改めて見直しまして、今後こういう不祥事態が絶対に起こらないように対処してまいりたいという決意で対応してまいりたいと思っております。

○野田哲君 とにかくこの件につきましては、総理、官房長官の直屬の言うならば行政機構の中核のところから起きた問題でありますだけに、綱紀粛正という立場からこれは徹底的に解明されるべきだと思っております。政府自身としても自浄のための対応措置を適切にとるべきであるということ強く指摘して、次の問題に移りたいと思っております。

奥野国務大臣の発言が回を重ねるごとにエスカレートして、隣の韓国や中華人民共和国の国民感情を非常に刺激しております。これらの国々のマスコミの論調も日ごとに厳しさを増してきています。竹下内閣の対応を見ると、ひたすら風が通り過ぎるのを待つというような態度にしか見えないうえであります。事は逆の方向に広がっていると思っております。中国や韓国の政府も直接とうとう不快の念を表明するという事態にまでなっているわけでありまして、政府としてはこの問題をどう処理されるおつもりなんでしょうか。ただひたすら風が通り過ぎるのをこれからの対応措置をとられようとしているわけですか。

○国務大臣(小淵憲三君) 奥野国土庁長官の発言が中国、韓国の新聞等で批判的反應を招くという事態になったことにつきましては、心から遺憾の意を表するところでございます。過去の歴史に対する政府の認識は、韓国との間では日韓共同コミ

ュニケをもとにし、また日中に閉じましては日中共同声明等を中心にして対処いたしておるところでございます。従来からその認識にはいささかの変化もなく、今後ともその立場を守って対応いたしていきたいと思っております。

そこで、御指摘のありました点につきまして、昨日参議院の本院議におきまして奥野国務大臣がみずから御答弁されまして、政府の方針につきましてはこれを遵守していくことを申し述べられておるところでございます。特に中国に関する問題につきましては、総理並びに官房長官の発言を是認するという御答弁ぶりでございますので、政府といたしましてはこの長官の公式の発言をもつて政府の方針と一体のものである、こういう認識をいたしておるところでございます。

○野田哲君 今の官房長官の発言で、政府の方針に沿ってそして総理や官房長官の発言に沿ってということ、奥野国務大臣の発言は総理や官房長官と一体だという説明があつたわけでありまして、これも、これはちよつと官房長官、違ふんじやないですか。

それでは具体的に伺いますが、盧溝橋事件は偶発的に起こった問題だと、こういう発言がきのう奥野国務大臣から参議院の本院議でなされてるわけでありまして、そして、日中戦争というのはこれは事変である、宣戦の布告によつて起こった戦争ではないんだ、こういう趣旨を述べておられるわけですか。この奥野長官の発言が総理や官房長官と一体で矛盾はないんだということになりますと、これは長官大変なことになりますよ。盧溝橋事件は偶発的に起こったことだということとは、つまりその背景である日本が当時中国の領土である旧満州地域にいろいろ政權をつくつて、そして関東軍という陸軍を派遣して実質的な支配を行つてきた、さらに北京の周辺にも陸軍を駐留させた、これが盧溝橋事件の背景になっているわけでありまして、それをあはれ偶発的に起こつたものだ、こういう一言で述べられておられるの発言というのは、これはそのような盧溝橋事件に至るまでの中

国に対する軍事的な支配介入、この歴史的な事実を否定することになるし、日中共同声明に具体的に述べてあることに反することになるんじゃないか、私はそういうふうな思ふんですが、長官はいかがですか。

○国務大臣(小淵憲三君) 誤解がありましてはいけません。昨日の答弁ぶりの中の長官として言わんとすることの趣旨について、政府としては基本的に奥野長官が竹下内閣におけるいわゆる侵略云々の問題についての考え方については内閣の方針と違ふものではない、こういうことを実は申し上げたわけでございます。その点につきましては、第一に過去の誤りを深く反省しその反省の上に立つて行動していかなければならない、それから、二、戦争中に侵略的な行為があつたことを否定しないという私の発言よりも是認をしておるということ、その点については奥野長官の考え方と異なるものでない、こういうことを申し上げたわけでございます。

そこで、御指摘の盧溝橋問題につきましては、これは個々の事件の歴史的な評価、解釈はいろいろあり得ることでございます。この点につきましては歴史家の評価にゆだねるべき側面もあるうが、一般論としては歴史は流れの全体として評価すべきものと考えておりました。いづれにしても政府としては、昭和四十七年の日中共同声明の中で述べられておる通り、「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」という認識は不変であり、戦争は二度と繰り返さず平和国家としての道を歩んでいく決意であるということでございます。本件につきましては奥野長官御自身もライシャワーさんの著書の中の方を引用されたものだというふうな認識をいたしておりまして、政府としてこのことを是認するとか否定するとかという立場にない、こういうことでございます。

○野田哲君 奥野長官のきのうの発言というのは

は、今長官も言われたライシャワー元駐日大使の「ジャパン」という本の中の一節を引用されたということでありまして、私も同じ立場に立っているんだというふうなあのときには述べているんだ。つまり、私も同じ立場に立っているんだということは、日中戦争は昭和十二年の盧溝橋事件に端を発した、これは全く偶発的に始まったんだと、このことは私も同じ立場に立っているんだと、こういうふうな述べておられるわけですか。そして、あの日中戦争については戦争とは認識をしていない、こういうふうな述べておられるわけですね。このことは、今長官も述べられた「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」、この日中共同声明に述べている趣旨とは大きく異なっているわけだし、そして日中戦争に至る侵略の具体的な歴史的な事実、このことを偶発的に盧溝橋事件が起きたと言ふことは否定することに通じるわけでありまして、

したがって、長官に重ねて聞きますが、きのうの参議院本院議における奥野長官の発言が内閣の方針とは異なっていないということであれば、内閣そのものがこれは盧溝橋事件は偶発的に起こつたことだと言ふことであり、あの日中戦争は戦争ではないんだという認識に立つことを肯定することになるわけでありまして、共同声明の精神とは大きくこれは異なることになるわけでありまして、この点そうではないんですか。

○国務大臣(小淵憲三君) ただいま御答弁申し上げておりましたが、基本的な考え方として、日中間の戦争状態にありまして過去に於いて、侵略云々ということがございました過去の奥野長官の発言に對しまして政府としての考え方を私も委員会において述べましたが、その考え方は基本的に背馳しないものであるということと申し上げたところでございます。

そこで、ただいま御指摘をされました点につきましては、これは奥野長官の個人的な思想なり考

え方に存するものであらうと考えておりまして、この点については政府の考え方であるということではないことは事実でございます。

○野田哲君 その盧溝橋事件に関連する発言、戦争観というものが個人的思想に関することだと、こうおっしゃったわけですが、そのことについて奥野国務大臣はこういうふうに数日前に述べていますね。閣僚にも思想の自由がある、こういうふうに関き直つておられるわけですね。新聞の報道によりまして、「私は内閣の一員であつても、思想、信条の自由は許されていると考えており、率直に私の考え方を述べたわけで、そのことが閣内の一一致を乱すとか乱さないとかにかかりはしないものだ。」、こういうふうに述べておられるわけですね。

いかに個人的な思想といつても許されることではないんじゃないか。きのうの本会議で発言されたことは明らかにこれは内閣法の二条の二項の「国会に対し連帯して責任を負ふ。」、このことに外れていないのではないですか、個人的思想だということであれば、いかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 御指摘のように、個人的な思想、信条の自由を保持することと閣僚としての発言の自由についてのその重き等に対する御指摘につきましましては、理解するところでございます。そこで、国務大臣が憲法九十九条の規定によりまして憲法を尊重し擁護する義務を負い、また内閣法の関係規定から見て内閣の方針に従う義務を負ふことは当然のことであり、国務大臣の言動についてはこれらの義務に反することのないように行われるべきものと考えすることは当然であると思ひます。

一方、国務大臣といえども個人として思想、信条の自由や表現の自由を有することは言うまでもないところであり、したがつて、そのような立場から国務大臣がある事柄について個人的見解を表明することは直ちにこれらの義務に反するものではないとありますが、このように個人的見解を表明する場合においては、その地位の重さからして、これらの義務の遵守について疑いを抱かせることのないよう十分慎重でなければならぬと考えるわけでございます。特に先般の奥野長官の発言ぶりにつきましては、冒頭申し上げましたように、いろいろ諸外国からもマスコミ等の紙面で御指摘があるところでもありまして、慎重を要していただくべきものと考えております。

でございませう。○野田哲君 いろいろ今説明されたわけですが、どうも歯切れが悪いんですね。ことしの夏には総理も中国を訪問されるという予定もあるようでありますが、中国や韓国など隣国との関係が奥野さんが発言をすればするほどよくしくする。波風が高くなつていく。これを官房長官、竹下内閣としては時日が過ぎれば波が静まるだろう、風が静まるだろう、これでは私は隣国との友好関係、信頼は得られないと思うので、これはやはり政府として責任を持つて結末をつけなければならぬと思ふんですが、どういふ結末のつけ方を考えておられるんですか。

に考えております。○野田哲君 奥野さんは私もよく知つておりますが、あの人の真意を述べさせようとするればするほど問題がエスカレートしていくわけでありまして、私はやはりこれは閣僚の地位を去つてもらうしか方法はない、こういうふうに通つておられるんですが、まあ長官苦慮しているとおっしゃつたので、苦慮の結果がどうなるか、これからまた引き続いて衆議院、参議院の議院運営委員会やその他の場でもこの問題が究明されるようでありまして、私も私としてはこのままでは国務大臣として済まされる問題ではない、こういう点だけ最後に述べて善処を望んでおきたいと思ひます。

まず、憲法九十九条で国務大臣は憲法を擁護する義務を負ふ、こういうふうになつています。だから、奥野さんが大臣でないときに靖国神社問題とかあるいは日本の歴史観等についていろいろ発言されていることについては、これは思想、信条の自由があるんだから国会で特に問題にされたこともないし、私と奥野さん、マスコミを通じて二人で対談をして大論争をやつたこともあるわけですね。しかし、国務大臣である限りはこれは憲法擁護の義務を負つています。

な、先ほどのライシャワー発言をめぐつての問題点につきましましては、政府としてこれを担保しているものではないということも申し上げたところでございまして、政府としてはこうした問題につきましましては、先ほど申し上げましたように、いろいろの見方があるのが自由主義国家でございまして、そうしたいろいろな御意見も聞きながら対処していかなくないという立場

○国務大臣(小淵恵三君) 今苦慮いたしておるところでございます。長官の真意は、先ほど冒頭申し上げましたとおり、参議院で述べられた文章の中で竹下内閣の方針と一致しておられること、このお答えを公式の場でいたされたいと思ひます。ただ、御指摘のありましたように、一部本会議での御答弁の中での事柄につきましましては、これは個人的考え方として申し上げたものでないかと思ひますが、これは政府としては是非を論じておるところではないわけでございます。

○政府委員(平野治生君) 戦後処理問題懇談会、五十七年の六月三十日に当時の総理府の総務長官、その後行政改革等ございましてなくなりまして、当時の総理府総務長官がいわゆる戦後処理問題についてどういふふうにかつたらいのかという問題について御意見を聞こうというところで民間有識者の方々に集まりをいただいた、こういう会合でございまして、したがって、いわゆる審議会と申しますか、国家行政組織法八条に基づく審議会等ではない、そういった民間有識者の方々による懇談会である、このように考えております。

は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」「こういうふうになつてはいるわけでありまして、したがつて、衆議院、参議院の本会議あるいは委員会における発言が総理大臣あるいは政府の決めた方針と大きく異なつた発言、これは

○野田哲君 私的諮問機関ですね、つまり簡単に言えば、国家行政組織法の八条に基づく審議会ではない私的諮問機関。私は非常に不可解に思ふのは、私的諮問機関として設けられた懇談会の答申が法案の提出の趣旨説明の中で根拠として理由づけをされている、これは非常に問題があるのではないかと、こういうふうに思ふんです。いかがですか。

○野田哲君 奥野さんは私もよく知つておりますが、あの人の真意を述べさせようとするればするほど問題がエスカレートしていくわけでありまして、私はやはりこれは閣僚の地位を去つてもらうしか方法はない、こういうふうに通つておられるんですが、まあ長官苦慮しているとおっしゃつたので、苦慮の結果がどうなるか、これからまた引き続いて衆議院、参議院の議院運営委員会やその他の場でもこの問題が究明されるようでありまして、私も私としてはこのままでは国務大臣として済まされる問題ではない、こういう点だけ最後に述べて善処を望んでおきたいと思ひます。

○野田哲君 奥野さんは私もよく知つておりますが、あの人の真意を述べさせようとするればするほど問題がエスカレートしていくわけでありまして、私はやはりこれは閣僚の地位を去つてもらうしか方法はない、こういうふうに通つておられるんですが、まあ長官苦慮しているとおっしゃつたので、苦慮の結果がどうなるか、これからまた引き続いて衆議院、参議院の議院運営委員会やその他の場でもこの問題が究明されるようでありまして、私も私としてはこのままでは国務大臣として済まされる問題ではない、こういう点だけ最後に述べて善処を望んでおきたいと思ひます。

○政府委員(平野治生君) お話のとおり、いわゆる私的懇談会でございます。答申ではございませんで私も報告というふうには言っていないわけでございますけれども、この辺の経緯を若干申し上げさせていただきますと、御承知のように、いわゆる戦後処理問題につきましては昭和四十二年の時点で引揚者等に対する特別交付金の給付、こういうような措置をもって一応終わつたというふうに考えられてきたわけでございますけれども、いわゆる恩給欠格者の問題とか、あるいは在外財産引揚者の問題、あるいは戦後強制抑留者の問題、こういったような問題につきましては、先ほど提案理由の中でも大臣からお話ございましたとおり、いろいろ問題が出てまいりました。

そこで、こういうような問題についてのようすをきかというところについて政府あるいは党ともいろいろ相談したわけでございますけれども、そういう中で、やはりこういう問題については民間の有識者の方々の意見を聞くこと、こういうことになつたわけでございます。したがって、この問題をいろいろ考えていく中では、その懇談会の中におけるいろいろ御審議と申しますか、御意見というものをやはり政府の方でも非常な大きな重みを持って受けとめてきた、こういう経緯があるわけでございます。そして、もちろんこれは私的懇談会でございますのでその報告のとおりではございませんで、そういうものを尊重するという立場をとりながらも、さまざまな状況、さまざまな問題についてさらに調査検討を加え、そして今回たまたま御審議をいただいている法案を作つたわけでございます。そういう状況になつたわけでございます。そういう経緯がございまして、いわれる提案理由の中にも引用させていただいたこと、こういうことがあるわけでござい

ないが、関係者の心情には深く心をいたし、今次大戦における国民のとうとい戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設する旨の提言が行われたところであり

政府としては、同懇談会報告の趣旨に沿つて所要の措置を講ずることを基本方針」として種々検討した結果この法案を出した、こうなつてゐるわけであり

このところは、私は少なくともこういう提案理由の説明の中に提起をすべきではない。このくだりは私は提案理由の説明から取り消すべきだと思ふんです。なぜならば、昭和六十一年十月三十一日の閣議で総務長官の発言というのがあるわけ

です。つまり、これは各省庁あるいは各大臣のところに私的諮問機関がやたらにふえていった、こういう状況に対してこれを規制するための発言として閣議で行われているわけであり

まして、私的諮問機関についてはこういうふうにして述べているわけであつて、あくまでも行政運営上の意見交換、懇談の場として性格づけられるものであり

ますので、これら懇談会等につきましては、その運用におきまして審議会とは区別が明確になされるように留意されたい、こうなつてゐるわけであり

そしてまた、国会での審議の中でも、当委員会でもこの私的諮問機関が、粗製乱造という言葉は適切かどうかわかりませんが、やたらに私的諮問機関がふえる傾向について何回もこの議論をして

説明の中で挙げられるということは、私的諮問機関の運用に対して示しがつかないことになつてくる。これはどう思われますか。これは平野君じやない。これはやっぱり長官が判断してもらわなきゃ困ると思う。

○國務大臣(小淵恵三君) 野田委員の御指摘も、それぞれ総務長官の発言その他を引用されてそのとおりだろと思ふんですが、この戦後処理問題につきましてはその処理方が非常に実困難でございまして、そういった意味でこの問題の取り扱いにつきましてはいろいろ経過があつたわけ

でございますが、内閣としては法律でもって選ばれました、内閣が任命した内閣官房長官が私的諮問機関といえども考え方を求めるということとは、これはお許しいただけることだと思ふ

ます。そこで、そこで出てきた報告そのものはやはり極めてこれを酌み取るに値する考え方だという判断をいたしまして、その他各般の方面とも御相談の上この法律案を提案してきた経緯がござい

ますので、その一つの契機になりました、こういう趣旨でここに述べさせていただいたということ

でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ふ

○野田哲君 長官ね、私はこういう法律を出されたことを特に問題にしているわけではないので、それは前の藤波さんの時代からの私的懇談会であつた報告があつたということは知つて

います。問題は、それはそれであくまでも私的なことから、私が問題にしているのは、私的なものは私的なものとして扱つていくべきであつて、この法律の提案理由の説明の中でこういう説明の仕方をして、私

的諮問機関である戦後処理問題懇談会がこういう報告をしてきたからこれをもとにして法律を出したんだ、その趣旨に沿つてやつていくんだ、こういう説明の仕方をされると、今まで何回も内閣委員会で行政機構のあり方や審議会のあり方、私的諮問のあり方を私どもとしては審議してきた、

つてはこういう性格なんですよということが政府としても確認をされているわけであり

ますから、こうずけずけと私的懇談会からこういうことで報告、提言があつたからやりますよ、こういう説明をされると、その説明のくだりは私どもとしてはどうしてもこれ受け入れかねる。だから、こ

のくだりは説明から外されるべきじゃないか、こういうふうには思ふんです。私的諮問機関が法律の提案説明の中へ堂々と根拠として出てくるとい

うのは納得できないんです。○政府委員(平野治生君) 先生のおっしゃることは私もよくわかつてゐるつもりでございます

が、ただこの問題の極めて重要性と申しますか難しきという中で、この問題がどのような形

で検討されてきたか、こういう経緯をこの提案理由の中で述べた方がやはりベターではない

だろうか、こういうふうには考えまして、おっしゃるやうにこれは私的懇談会でございます、答申とか

そういうものじゃないというところは私も十分承知いたしております。また、六十一年の十月の御引用になりました総務長官の発言も承知してい

るわけでございまして、この問題、そしてこの法案にまつた経緯というものはやはり提案理由の中できちつとしておいた方がむしろいいのではないか、こういうことで書かせていただ

律の提案の根拠にするというのは行政の運営を乱すことになる。そして今までの内閣委員会の審議を無視することになる。この法律はまあいいんですよ、これはこれから審議するんだから。提案説明をこういう形でなさるということは私は了解するわけにいかない、こういうふうに言っているんです。

○国務大臣(小淵恵三君) この御指摘のところにつきましては、この法律案を提案いたしました経緯の中で、私的といえども極めて重要な御審議をちょうだいいたした事柄の内容につきまして述べておくことが望ましいのではないかと考えております。この三問題の処理について法律案作成に至る過程の中で一つの発端として御勉強いただきましたこの懇談会の内容について、やはりそれをもとにしてその後種々の各方面の御議論もいただきながら、かつ政府としての考え方を取りまとめ、そして法律といたしたわけでございますので、ぜひその点御理解をいただいて、この懇談会の考え方をこの中で申し述べることをお許しただきたいと思う次第でございます。

○野田哲君 これは何回繰り返しても、今までの当委員会での政府の説明と違うわけでありまして、これは了解するわけにいかないんですよ。繰り返してこの問題について今までの官房長官や総務庁長官は、私的諮問機関というのは学識経験者から大臣が意見を聞くだけのことなんです、まあたまたまの答申を受けるというようなものではありませんと、こういう説明をやっているんです。そういう説明をやってきた私的懇談会が、事もあるに「いわゆる戦後処理問題については、もはやこれ以上国において措置すべきものはないが、関係者の心情には深く心をいたし、云々という形で、これでもって一切戦後処理問題は終わりますよ」というような報告を出されて、そしてだから政府としてはこれだけの法律を出しましたということでは、それを私どもとして黙って聞いてお

るわけにいかないんですよ。

これはもうこれ以上私は質問を午前中は続けることはやめて、官房長官の日程も迫っておりますのでありますから、委員長、ここで休憩にさせていただきます、あとこの問題は当委員会としても理事会で協議をしていただきたい、こういうふうに思うんです。

○委員長(名尾良孝君) 午前十一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午前十一時三十七分再開

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

本委員会は午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十八分休憩

午後一時三十一分再開

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平和祈念事業特別基金等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 官房長官、午前中の私の質疑のところでありますけれども、私的諮問機関の扱いについては当委員会でも何回も議論をし、閣議でも総務庁長官が発言をして、八条機関と私的諮問機関、懇談会等の扱いは区別をして扱うようにと、こういう発言を行って閣議で了解してきた経過がある。それにもかかわらず今回私的諮問機関である戦後処理問題懇談会の報告や経過を提案理由の説明の中で根拠として挙げていることはいかがなものか、こういうことについて問題の提起をしているわけですが、この問題は引き続き恐らく同僚委員からも指摘があると思いますので、その上で官房長官の善処を求めて次の質問に入っていきます。

いと思います。

そこで、今問題になっている戦後処理問題懇談会の審議の経過であります。戦後処理問題というのは広範多岐にわたっているわけでありますが、この戦後処理問題懇談会で戦後処理問題を恩給欠格者問題、それから戦後強制抑留者問題、そして在外財産問題、この三つに絞っているわけでありましたけれども、そしてまた法案についてもこれに限った扱いになっている、これはどのような理由であるのか、まずその点について伺いたいと思います。

○政府委員(平野治生君) 御承知のように、いわゆる戦後処理問題についてはいろいろな問題があるわけでございます。政府といたしましては、今までいろいろな形で措置を講じてまいりました。現在行われていた引揚者に対するいわゆる特別給付金の支給措置をもちまして、いわゆる戦後処理に関する措置は一応終わったというふうにいたしましたわけでございまして。その後、先生がただいま御指摘ございましたいわゆる恩給欠格者問題、あるいは戦後強制抑留者問題、また引揚者在外財産問題、こういう問題につきましては非常に強い要望等が出てきたわけでございます。

そこで、戦後処理問題懇談会におきましてはこれらの問題を中心とする議論をしてきたという経緯があるわけでございまして、ただいま先生のお尋ねでなぜ三問題だけに絞ったのかというお話でございますけれども、いろいろ流れの中でこの三つの問題が非常に大きな問題として私どもの方で取り上げる必要が生じた、こういうことから処理問題においてこの三つの問題を中心に御検討をいただいた、こういう経緯があるわけでございます。

○野田哲君 戦後処理問題というのは広範多岐にわたっているわけでありまして、私どもとしては、戦後処理問題というのは今取り上げられた問題以外に、原爆被害者の救済措置の問題であるとか、あるいは中国残留孤児の問題であるとか、あ

るいは朝鮮民主主義人民共和国いわゆる北朝鮮の残留孤児の問題であるとか、あるいは同じく北朝鮮の日本人妻の問題、それからサハリンに残留している朝鮮人の人たちの問題、こういう重要な問題が残っていると考えているわけでありまして、関係の国々との間でもこれらの問題の扱いはまだ残っているわけでもあります。私が懸念をするのは、これらの問題について先ほど問題にした戦後処理問題懇談会の報告の中でこれをもって戦後処理問題は一切打ち切らなうという報告になっている、これを盾にと政府としてはもう一切一件落着、戦後処理問題はもうこれを限りにこの法律の処理が終わったというふうになつていくんだ、ピリオドを打たれたんだということになるとするならば、これはやはり非常に問題があると考えているわけでありまして、その点はどうに考えておられるのか。

○政府委員(平野治生君) ただいま先生が御指摘いただきました問題、多々まだあるかと思っております。私一つ説明が足らなかつた点を今反省しているわけでございましてけれども、この戦後処理問題懇談会でいろいろ御議論をいただく際の一つの考え方として、外交問題に触れるような問題、あるいは他の省庁で既に何らかの形でまあ所管と申しますか、いろいろ施策を講じているような問題、こういうような問題については別にしようという実は一つの括弧づきみたいな問題でございます。そこで私しばしばいわゆる戦後処理問題というふうには言わせていただいているわけでございましてけれども、そういうことでございまして、総理府以外でそういうような問題がまだあるということは私も承知しているつもりでございます。

○野田哲君 そういたしますと、この法案が成立した後といえども、これから後に議論をする強制抑留者の範囲の問題とかあるいは慰労金の給付制限の問題などもあるわけでありましてけれども、そういう問題をも含めて、やはり該当者といえますか国民の皆さんには政府に対して諸願あるいは陳情する権利もあるわけでありまして、他の省庁

で扱っている問題も現にあるわけでありまして、原爆被害者問題について厚生省で扱っているとか、あるいは中国残留孤児の問題とか、朝鮮民主主義人民共和国の問題とか、いろいろ外交上の問題として扱われている問題もあるわけでありまして、この戦後処理問題懇談会の報告の中にある「この戦後処理問題に最終的に終止符を打つために、」以下のことが適当と考える。」「こういう報告になっているわけでありまして、これ、これ、一切打ち切ったということではないということ、確認をしてよろしく思います。これは官房長官からお答えをいただいております。

○国務大臣(小淵恵三君) ただいま御答弁申し上げましたように、外交問題あるいは他省庁にかかわる問題についてはそれぞれで対処することいたしまして、他省庁に属さない問題として戦後の処理の問題といたしましては、この懇談会としてこれをもちまして措置すべき問題はないという考え方でございますので、政府としてもこれをもって一応の区切りといたしたいというふうに考えておるところでございます。

○野田哲君 後で議論いたしますが、今総理府で扱う問題、この法律に盛り込まれている問題については、抑留の地域の問題とかいろいろむだ対象として扱ってもらいたい、こういう問題が該当者あるいは遺族の方々からも要望はこれから引き続いていくわけでありまして、その点はひとつこれで切ったんだということではないように対応してもらいたいと思うんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) そのことは、これから設置されますこの基金の運営委員会という御議論になっていただけるものであるというふうに思っております。

○野田哲君 そこで、内容に入っていきたいと思うんですが、まず戦後抑留者の対象範囲について伺いたいと思うんですが、昭和二十年九月二日以降「ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル

人民共和国の地域において強制抑留された者」、こういうふうになっているわけですね。ところが、実際問題としては強制抑留があつたのはこれ以外に、いわゆる千島列島で抑留されて戦後労働に服してある期間経過して帰国した人、それから二番目にはサハリン、樺太と呼んでいたあの地域で労働に服して帰国した人、それから当時ソ連の租借地であつた大連、旅順、ここで労働に服した人、それからさらに強制抑留された人で現地で抑留期間中に死亡した人がいるわけでありまして、けれども、こういう人たちは今のこの法案では慰籍の念をあらわす人の対象に入っていないわけでありまして、どうしてこういう人たちが除かれていたのか、その見解を示してもらいたい。

○政府委員(平野治生君) この平和祈念事業特別基金これ自体の実体は対象といたしましては、第一条の「趣旨」にもあるいは第三条の「目的」にも書いてあるわけでございますが、戦後強制抑留者などの関係者の「戦争犠牲性による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行う」、こういう意味におきましては、ただいま先生の御指摘がございました例えは現地で亡くなった方々も当然含まれるわけでございますが、一方におきましていわゆる第三章以下にございます戦後強制抑留者に対する慰労品あるいは慰労金等の支給につきましては、これは御指摘がございましたとおり限定があるわけでございます。法第二条に「定義」がございまして、既に御承知のとおりでございますが、「この法律において「戦後強制抑留者」とは、「昭和二十年八月九日以後の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したもの」という限定をつけたわけでございます。

今回こういう定義をいたしました戦後強制抑留者の方々には慰労の品あるいは慰労金というものを支給することとしたのは、これは戦後酷寒の地でこれらの方々がいわゆる強制労働に従事

した、そういう特別な事情を考慮した、こういうことに着目いたしましてこういう措置を講ずることとさせていたきたい、こういうふうな考えでいるわけでございます。御指摘の千島あるいは大連、南樺太、そういうところにおきましてもいまいわゆる抑留という事実があるいはあつたかもしれませんが、それはいまいわゆるシベリア抑留、よく言われております本邦に御苦勞されたというシベリア抑留とは少し違った態様、状況じやなかったのか、こういうことでそういうところは外してある、対象のほかにしてある、こういうことでございます。

また、現地で亡くなった方々、この方々も本邦に大変だつたわけでございますが、こういう方々につきましては、既に御承知のとおり、いわば公務上の死亡でございますから言つてみれば戦死者と同じように扱ひまして、既に公務扶助料等も支給している、国の措置としては何らかの措置と申しますか、国として措置をしている、こういうことがございますので、今回のいわゆる慰労品あるいは慰労金の対象から外した、こういうことでございますのでぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○野田哲君 これは二条は、こういうふうな慰籍の念をあらわすことなんでしょうから、コンクリートに固めてしまわないで、多少ここに幅を持って扱えるような余地を残しておいた方がいんじやないかなという感じがするんです。よく政府も法律なりいろいろな文書で「等」というような言葉を使つて、「等」にはこういう人たちも含めることもあるんだというふうな扱いをすることもあるんですが、多少そこには幅を持たせておいた方がいんじやないかと思うんです。もしこれからいろいろ千島列島の該当の人たちとか樺太の該当の人たちとか陳情があつてなるほどなと思つても、この法律を変えなければどうにもならぬ、こういう扱いですよ、この条文では。その点はどうですか。

○政府委員(平野治生君) この法案の作成に当たりましては、先ほども少し申し上げましたとおり

に、各方面のいろいろな意見を聞いて政府として方針を定めたわけでございます。その中で当然と申しますか、いわゆる自由民主党の方と十分政府といたしましていろいろ検討をし一定の合意を見たわけでございますが、その際にこういう形でやろうということが一昨年の政府・党の合意あるいは昨年予算編成時におきます了解ということで行われたわけでございます。そこで、おっしゃるような法的にどういうふうに表示するかということは法制局でもいろいろ議論をさせていただいたわけでございますけれども、現時点で政府・党合意でこういう方針でやろうということを決めた原則というものを法律上はしっかりと書いておくべきであらうと、こういうことでこのように規定させていただいたということでございます。

○野田哲君 各方面の意見を聞いたとおっしゃるんですが、各方面の意見を聞いたその関係団体の中からも私が主張したような意見もあるわけでしょう。それは余り聞いたことになつていないようなんですが。

次へ進みますが、今自民党からも意見を聞いたとおっしゃるんですが、戦後強制抑留者の処遇改善に関する議員連盟という自民党の中の集まりといひますか連盟があつて、齋藤邦吉さんが会長をやつておられるわけですが、そこで決議をされている。六十三年二月四日。この決議は官房長官のところにも届いていますか、どうですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 拝見いたしております。

○野田哲君 この決議の第三項に「被抑留者に支給する書状、慰労の品及び慰労金の支給等に関する事務を全抑留に委任すること」、こういう項目があります。この全抑留というのとは二つ団体があつてどちらも全抑留という略称を使つておられるんですが、恐らくこれは相次衆議院議員が会長をやつておられる全国戦後強制抑留補償要求推進協議会中央連合会、この団体を指しているんだらうと思うんですが、今度の法律によつて発足する基金の事務を委任するということは、これ

は強制抑留者の団体は二つあるわけでありまして、その中の一つの方だけにそういう形で委任をするということ、これは民間の自主的な団体にする、要するに組織競争をしていく団体に対して行政が介入をして片一方にだけ看板を与えることになる。これは民間の組織に非常な無用な摩擦を政府が起すことになるんじゃないかと思うので、これはやはり平等に公平に扱われることが望ましいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今御答弁申し上げましたように、この決議は拝見いたしました。したがって、この決議の存在も承知をいたしておりますが、御指摘のように、その運営につきましても公正に行うということにつきましては十分法執行の上で配慮をいたしてまいりたいと存じております。

○野田哲君 ぜひそうしていただきたいと思っております。

それから、もう一つ基本的なことでありまして、けれども、この慰労金の支給について恩給の受給者やそれから遺族援護法による年金受給者の受給者を除外することになっているわけでありまして、しかし、この慰労金というのは、法律にも書かれていないように、戦後強制抑留者に対する慰労の念をあらわす、こうなっているわけでありまして、恩給とこの慰労金とは別給法に基づく国家補償、それから障害年金などは旧軍人軍属の公務上の負傷や疾病、死亡に対する国家補償、こういうふうになつていて、戦後強制抑留者に対する慰労金の支給などの国家補償と今度の法律による慰労金の支給というものは性格が違ふのでありまして、恩給や障害年金などを受けているからということでそれを対象外にする、これは少し私はいかがなものかな、妥当性を欠くのではないかな、こういうふうなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(平野治生君) 御指摘がございましたとおり、今回の強制抑留者またはその遺族に対する慰労金等の支給につきましては、特に個別に慰労の気持ちをあらわすためということで、書

状、慰労品及び十萬円の慰労金を贈ることとしたわけでございますけれども、恩給等の受給者は除いたわけでございます。

もちろんいろいろ考え方があろうかと思いますが、また、各団体、関係者の方々からいろいろ陳情をいただいていることは私も十分承知いたしているわけでございますが、この法案の作成に当たりまして、先ほども若干申し上げましたとおり、各方面といろいろ意見を調整し、特に最終的には自由民主党と政府との間で一つの合意、六十二年十二月の合意というものを基本としながらこの法案をつくってきたという経緯があるわけでございます。その際、こういう方々、恩給受給等をしていらっしゃる方々につきましましては、シベリアにおける抑留期間というものがある、シベリア抑留期間の中に入っているというものは御承知のとおりでございます。言葉をかえまして、シベリア抑留期間というものがある、恩給の計算の中に入っているというもので、国として慰労の気持ちと申しますか、そういうものがその中に入っているのではないかと、こういうようなことでこれを除外させていただいたということでございます。

○野田哲君 説明の中で自由民主党もこういう相談をいたしましたというのを何回も繰り返されているわけですが、私もその相談とは無縁のことなのであります。私もその説明をしたからといって、それは説得力はないんです。私もこの法律は政府が出したと思つていて、その前に自由民主党とどういう相談がされたかというものは全く知られていないんですから、そういう説明だけはひとつ遠慮してもらいたいのと思ふんです。また、そういう説明をされたからといって、それは私も説得力はないです。

そこで、今抑留期間が恩給の年限計算の基礎に入っているんだから除外したんだということなんです、これが国家補償の別の制度ならばそういう説明でいいと思ふんですが、これは要するに長い間外地で抑留されて強制労働に服されて

御苦労さんでしたという、法律にも書いてある「慰労の念」をあらわすためのものなんだから、これは恩給に入つていようといまいと性格が別なんだから関係ないことじゃないかと思ふ、恩給受給者も対象にしたからといって大変な負担がかさむというところでもない。一回こっきりの問題で済むからね。私は、せっかく慰労の念をあらわすために何かしてやろうというのに、そういう人々を一つ一つ洗いざらいこういうものは除くぞというものはだめだということ、対象地域の問題にしてもあるいは恩給や援護法との関係についてもぎりぎり詰めて外していったことは今回の趣旨には少し合わない冷たい扱いだなと、こういう感じを持っています。

それから、次に進めます。基金をつくるということですが、この特別基金を以前言われていたような特殊法人というのではなくて認可法人にしたのはどういふ理由でありますか。それから資本金の規模の二百億、これは何か数字的に根拠があるのかどうか、それからこの二百億についての政府出資の計画はどのようになっているのか、以上の点。

○政府委員(平野治生君) お話しのとおり、この特別基金、法人の形態としてどういふものかという点、これは、先生の御指摘がございました特殊法人、全くこれは国がすべてやるという形になつていくわけでございます。ただ、御承知のように、この特別基金の事業、もちろん慰労品の贈呈とか慰労金の支給とかそういう問題もあるわけでございますが、この基金の基本的な目的は「関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰労の念を示す事業」、こういうものを行つていくんだということ、二十七条には、既に御承知のとおり、やや各号列記的ではございますけれども、資料の収集とか保管とか、調査研究とか出版物とかという若干例示的なものが挙げられているわけでございます。

こういう事業を行つていく上でどういふ形が一番いいんだらうかということを私も内部で随

分検討させていただいたわけでございましてけれども、言つてみればこういう事業を弾力的に行つていく体制をとることが一番いいのではないかと、もとより国が責任を持つて行つという点は変わらないわけでございますから、特別の法律に基づく法人というものを一つつくりたいということではございませうけれども、私が先ほど申し上げた特別基金の二十七条一項に列記されているような事業、そういう事業を進めていくためには、国民の理解と協力を得ながらその展開を図っていくと申します、事業を進めていくということが極めて重要だろふというふうな思ふわけでございます。

そういう観点からいたしますと、この基金をつくる当初から民間の方々のお知恵をかりていくことがいいのではないかと、このように考えたわけでございます。そこで、その発起人の中に国だけでなしに民間の方も入れよう、こういうふうな考えまして認可法人とさせていただきますわけでございます。

それから第二のお尋ねの二百億、この根拠は何かということでございます。率直に申し上げまして、昨年の暮れの前算編成のときいろいろ紆余曲折がございました。その結果としていわば二百億が出てきたわけでございます。この特別基金はこの二百億の基金を元にしていろいろ事業を行つていくということになつたわけでございます。ただ、いろいろな関係がございまして当初は、法律にも明記してございまして、今年度は出資額は十億と申すことになつていて、今年度は二百億にするというところが書いてあるわけでございます。附則の第三条で「昭和六十三年から五年度を目途として」政府から「出資される金額が二百億」となるまで、基金に出資するものとする。と、こういうようなことを書いて将来の展望、二百億にするよという政府としての姿勢を示したわけでございます。

ただいまお尋ねの、それでは今後どのような年

次計画と申しますか進め方で二百億円にするのかという点でございます。この点につきましては、既に御承知のとおり、予算というものは毎年いろいろな積み重ねていくということでございますので、今後六十四年度の予算編成におきましても、最終目標二百億円にするということをお願いいたします。一方におきまして財政状況等もございまして、そういうものを勘案しながら決定されていくことになるのではないかと、このように考えているところでございます。

○野田哲君 民間の知恵をかりるために認可法人という説明があつたわけですが、そこで役員の問題ですが、理事長一人、理事が一人、監事が一人、非常勤理事が一人、こういうふうになつていくわけですか。これは何かもう人事の構想を持っておられるわけですか。どういう人を予定されているんですか。

○政府委員(平野治生君) 今御指摘がございましたとおり、そういう役員を置くことを法律上明定しているわけでございます。それで、この委員になる方につきましては当然のことながら、基金の業務が円滑かつ適正に執行できる能力と申しまゝ、そういう力を持った高い視野に立つた人を選びたいというふうに考えているわけでございますが、現時点では具体的にどういう方にするというところまでは至っていないというのが正直なところでございます。

○野田哲君 これは官房長官にお願いしておきたいんですが、今の役員の問題でありますけれども、平野参事官の方からは高い能力と視野を持った人、こういうことで説明があつたわけですが、具体的に持っているわけではないということですが、私も内閣委員会ではいろいろ特殊法人の問題なども議論する、そしてせっかく議論をして後で政府の方で人事を決めると、その人事がいかに高級公務員のポストをつくるための法人の設置であつたかのようなそりを受けることが往々にしてあるわけでありまして、私は必ずしも元役人だからいけないとは思っていないので、やは

り能力のある人なら、またそれなりの理由があれば結構だと思ふんです。しかし、そういう点は国民の皆さんからせつかくこういう目的でつくる法人について、いかにも高級公務員の退職後のポストをつくるためではなかつたのかというそりを受けないような、ひとつ国民の皆さんが納得されるような公平な適切な人事を心がけるべきだと思うので、その点についての長官としての御見解を承つておきたいと思ふんです。

○国務大臣(小淵恵三君) 野田委員御注意の点はもつともなことだと思つておりまして、適正公正な人事をすることがこの基金の運営を全うするゆえんだらうと、こう考えて十分注意をして人事をいたしてまいりたいと思つております。

○野田哲君 それから同じく基金の運営のこととありますが、基金の運営に関する重要事項を審議する機関として十人以内から成る運営委員会を置くことになつていくわけでありまして、そして、この委員は、「基金の業務に關し學識経験を有する者のうちから、総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する」、こういうふうになつていくわけでありまして、やはりこの委員の任命に当たつては、それぞれ直接の關係団体もあるわけでありまして、戦後処理問題についての見識の深いといひますか、経験の深い人を關係団体の意見を聞いて公平に扱つていくべきだといふふうに思ひますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(平野治生君) 御指摘のとおり、基金に運営委員会を置くことになつておりまして、その運営に關する重要事項を審議する機関として置かれるわけでございます。この委員といたしましては、二十四条の三項にもございまして「と、この基金の業務に關し學識経験を有する者」と、こういうことになつていくわけでございます。ただいま先生御指摘がございましたのは學識経験者として關係者が一番いいのではないかと、重要な有力な學識経験を有する者ではないかといふ御指摘かと存じております。私も關係団体といふことになりましていろいろあるかと思つて

おりますけれども、こういう關係者の中からこの三つの問題それぞれについてお詳しい方、こういう方の御推薦があつた場合には、できる限りそれを尊重していくことが必要ではないだらうか、この基金の適切な運営をするためにはそういうことが一番いいのではないかと、このように思つていくわけでございます。そして、その委員の任命に当たりまして、これも御指摘ございましたとおり、公正に行つていくべきだといふ点につきましては私も全く同感でございます。

○野田哲君 二十七条一項五号で、「第三条の目的を達成するために必要な業務を行う」、こういう項があるんですが、この「必要な業務」といふのは今どういふ業務を予定されておりますか。

○政府委員(平野治生君) 二十七条第一項第五号、ただいま御指摘のあつた点でございます。第三号には、この基金の「目的」といたしまして「關係者の労苦に對し慰勞の理解を深めること等により關係者に對し慰勞の念を示す事業を行う」、これを目的にいたしているわけでございます。この慰勞の念を示す事業の、私先ほど例示と申しましたけれども、主なものといたしまして二十七条の一項の一号から三号まで、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、資料の収集、保管、展示あるいは調査研究、さらには出版物その他の記録の作成等が列記してあるわけでございますが、これ以外にこの第三条の目的を達成するために「關係者に對し慰勞の念を示す事業」といふものはあるのではないだらうか、こういうふうにかへるわけでございますが、今のところ私も具体的に書くまでには至つていないといふことでございます。そこで、この第五号を設けまして、今後そういうことが出てまいりましたらこの第五号でできることに法律上しておくべきではないだらうか、そういう若干ゆとりを持たせた書き方になつていくわけでございます。そういうことでございまして、この第五号は極めて重要な意味を持つていふんじやないかといふ点も私も思つていふ点でございます。

○野田哲君 これはあれですか、個人給付のことも含める、こういうことですか。

○政府委員(平野治生君) この第五号では具体的に何をやるのかといふ点になるかと思ひます。これは先ほど申し上げました運営委員会、ここで事業のあり方について協議をしていただく、こういうふうな私も考えているわけでございます。そこで決まつたこと等につきまして、この第二十七条の五号でできるかどうか、こういうこともまた検討していく必要があるんじゃないだらうか、このように考えているところでございます。

○野田哲君 慰勞の品を贈るといふのがあつたわけですね。慰勞金と慰勞の品。この慰勞の品といふのは何ですか、これ。そして、人員それからその総金額は大体どういふ予定なんですか。

○政府委員(平野治生君) 第三章の第四十三条に「慰勞品の贈呈」といふ項がございまして、そこで「総理府令で定める品を贈ることにより」といふことが書いてあるわけでございます。私も關係者の御意見も聞いたわけでございますけれども、ただいまのところ私も私の方では銀杯ということを経理府令で定めたい、このように考えているところでございます。

その慰勞品のいわゆる対象者でございます。これは第二条で定義してございまして、いわゆる戦後強制抑留者、シベリアに抑留されまして本邦に帰られた方及びその遺族。こちらにお歸りになつてからお亡くなりになつた方もいるだらうといふことでございまして、言つてみれば、シベリア等からの帰還者といふふうな言ふべきかと思ひますけれども、そういう方々でございまして、私どもの調べによりますと約四十七万人いらっしゃるわけでございます。そこで、今後どのくらいの方々がこのうち御申請と申しますか、御連絡をいただけるかといふこともあるわけでございますけれども、六十三年度の予算におきましては、この慰勞品だけの予算といたしましては支給事務費も含めまして十七億一千九百万円ほど、このほど予算計上しているところでございます。

○野田哲君 それから慰労金のことですが、十万円ということですが、これは少しささやか過ぎるんじゃないか、こういう感じがするわけがあります。「慰藉の念」ということなので、慰藉というのはこれは広辞苑によりまして、「慰めたいわること。同情して慰めること。」、こうなっておりますが、十万円で同情し慰められるのかな、こういう気がするわけがあります。

それはともかくとして、戦後の抑留者、それから遺族の都合というようになことを考えてみますと、引揚者に対するこういう慰労金の支給、こういう仕事は都道府県の方にやっていただくようにした方が私はうまくいくんじゃないか、こういうふうなふうに思われます。都道府県の場合は同様なケースの業務を今までやってきた経過があるわけでありまして、取り扱う基礎的な条件があると思うんです。都道府県を経ないでこれを扱っていくというのは事務的になかなか容易なことじゃないんじゃないか、こういうふうなふうに思っています。

そこで、その点と一つは慰労金の対象者で、先ほどの慰労品、品物の方は四十七万人ということなんです、この十万円の慰労金の方も大体同じ人員ということになるんですか。そうじゃないでしょうか。これは大体どのぐらいいるわけですか。

○政府委員(平野治生君) 逆になります。その人数の方でございまして、私どもの推定では約二十八万人というふうなことでございまして。

ところで、冒頭に十万円では少な過ぎるんじゃないかというお話もございました。こういう慰藉の念を示す慰労金の額はどのぐらいがいいのかということは、確かにいろいろ考え方があるかと思えます。私もどなたもいたしましては、財政状況等も勘案しながら、国の気持ちをあらわす額として十万円では適当ではないか、こういうことで決めさせていただきます。と、御提案がございまして、都道府県にこういう事務をやらせたらどうかというお話でござい

います。確かにこの種の仕事と申しますか、例えば厚生省あるいは恩給局がこれらの仕事等につきまして都道府県の絶大な御協力をいただいていることは私も承知いたしているわけではございません。ただ、私も今回つくる法人特別基金というもの、これが関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うということになっていくという点が基本的には一つあるわけではございますが、あるいはまたいわゆるシベリアに抑留された方々の資料、名簿というのでもございまして、そういうものが実は国にも厚生省にあるわけではございます。各都道府県にも全くないというところはあるんじゃないかと思えます。ナホトカから舞鶴なり函館なりにお帰りのなされた方々の名簿というものが厚生省に基本的にはございまして、そこで、私もそういったしましては厚生省のまことに古い資料をもとにいたしまして、私もまた資料を整理させていただきます。と同時に、都道府県の方々ともしいろいろ御相談はさせていただいたわけではございません。

けれども、できる限り都道府県には負担をかけない方がよいのではないかと、あるいは特別基金の組織、人員というものをやはり効率的に使うということもまた必要ではないでしょうか。それから、これも申すまでもないことでございますけれども、関係者の方々のいろいろな御協力もいただきたが、この事務というものが円滑に進むように私も私どもとしてもできる限り努力していきたい、こういうこと等もございまして、都道府県ではなしに、いわば直接に基金の方から国民の関係者の方々に呼びかける、そして直接御連絡もいただきた慰労の品等もお贈り申し上げたい、このような仕組みをとらせていただきた次第でござい

ます。

○野田哲君 先ほどの慰労の品物の方は、これは帰ってきて亡くなった人ですか。現地で亡くなった人は対象でない。今度のこの慰労のお金ですけれども、現地で亡くなった方はこれも対象になってないわけですね、品物も金もどっちも。これは

どうして亡くなった人は外したわけですか。これはやはり現地で亡くなった人についても、慰藉の念をあらわすということであれば遺族に対してお渡しをするというところではないかと思っております。現地で死亡者を品物でもお金でも対象にしない理由を伺いたいと思っております。

○政府委員(平野治生君) お話は私もよくわかるのでございまして。ただ、私どもの考え方といたしましては、先ほどもちよつと申し上げたわけではございますけれども、現地で亡くなられた方というのは、恩給法等に基づく公務扶助料などが支給されている。そして、その支給されている公務扶助料等の中に国としての気持ちがあるわけでは、こういうふうな考えをもちまして、今回と申しますかこの法案上では対象の外にさせていただきます。こういうことでござい

ます。

○野田哲君 やつぱり国家補償ということと慰藉の念をあらわすということとをこれはごっちゃにしているんじゃないかな。私は慰藉の念をあらわすのは国家補償とは別なことから、これはやはり併給であつてもいいんじゃないかという気がどうしてもぬぐい切れないんですね。

それから、平野参事官はいろいろ都道府県にも迷惑をかけるので基金の前でやっていくんだということなんですけれども、この慰労金あるいは記念品の支給について、請求主義ですね。関係者やその遺族のところにきちつとこういう法律ができてこういう基金ができたからこういう手続をとるなさいというところが行き届くのはこれはなかなか大変だと私は思っています。何か周知徹底について具体的な方法を考えておられるわけですか。

○政府委員(平野治生君) おっしゃるとおり、この周知徹底というのがまず当初の問題として非常に重要な課題となつてくることは私も承知いたしております。もとより基金がまず行方というところになるわけではございません。先ほど私、先生の御提案に對しまして都道府県でいわゆる支給事務

というものはしていただかないと申しますか、しないで直接にやりたいということとを申し上げたわけではございませんけれども、実際問題としてそういう関係者の方々に對するPRと申しますか徹底ということになりますと、これは当然都道府県、市町村、こういう方々の御協力を得なければできないわけではございません。

都道府県、市町村を使わなかったという理由は、先ほど申しましたとおり、資料そのものが国にあるということも実はあるわけではございません。そういう意味でやつたわけではございませんけれども、そのPRあるいはそういう方々に対する御説明とか、そういうものはどうしては都道府県、市町村の方々の御協力もぜひいただきたというふうな思っているわけではございません。もちろんその他のPRの方法といたしまして、一般的ではございますけれども、できる限りいろいろな媒体を使って、そしてまた関係者の方々、団体もあるわけではございますけれども、そういう方々にもいろいろお願いを申し上げて、そういうことが少しでもないようになつていく努力をいたしていきたい、このように考えているところでござい

ます。

○野田哲君 関係団体の広報紙などを見ると、いろいろ法律が制定された場合の請求手続についても、代行でやつていくような言い方ですか、手はずも整えておられるようでありますけれども、問題は、そういう抑留者団体に会員として入つておられる人はそれで届くと思つて入つておられる団体どちらにも存在する知らないで入つていない、こういうような人がいるのではないかと思つたので、そういう人たちが取り残されるんじゃないかなという心配がある。

それから、恩給局の方も見えていますが、私も長年内閣委員会に籍を置いて恩給問題などの審議を受けて、あるいはまた年金の問題についても相談を受けて、履歴書を持つてこられて私はこういう経歴があるんですがこれ通算の手続してもらえるんでしょうかと、あるいは恩給を受ける

権利があるんじゃないでしょうかという相談を受けて、よく調べてみると確かに資格があつて、それから手続をとつて対象にしてみたら、支給をしてもらえる、こういうことになるケースが幾つかあるわけでありまして、公的な国家補償としての恩給や年金についてもそういうふうな例があるとある。国民の該当者の方が知らないで受けるべき年金が受けていない、こういう例がちょいちょいあるわけですから、私はやはりこれはちよつと周知徹底の方、そして事務を一体だれが指導してあげるのか、こういう点で懸念を持っておりますので、ロスのないようにひとつ十分気をつけてやつていただきたいと思ふんです。

それから次に、今度の祈念事業でありますけれども、厚生省の方では一つ一つの構想を持っておられるわけですね。戦没者遺児記念館構想というんですか、何かそういう構想があるというふうに思ふわけですね。そういう構想と、この厚生省の構想による事業といふか記念館、そこでやる資料の収集とか展示とかの事業と今度のこの法律によつてやろうとする平和祈念事業、同じような性格のものが重複するような感じもあるわけでありまして、この点はどうかされるおつもりなんでしょうか。まず厚生省の方から伺いたい。

○説明員(新飯田昇君) お答え申し上げます。

私どもの構想として持っております戦没者遺児記念館は、戦没者遺児に対する慰藉を主たる目的としていふものでございます。一方、平和祈念事業特別基金は主としてシベリア抑留者、恩給欠格者、在外財産喪失者に対する慰藉に重点を置いていふものと理解しておりますので、目的が異なるものと基本的な考えでおります。しかし、今後構想を具体化していく段階におきましては、この特別基金事業との調整に十分配慮していきたいと考えております。

○政府委員(平野治生君) 特別基金におきましても、二十七条一項等に明記してございますとおり、資料の収集、展示、保存、こういうことになりわけでございます。ただいま厚生省の方から御

答弁もございましたが、私どもの考えておりますそういう展示の方法と厚生省の構想でございます。遺児記念館、対象は今御答弁がございましたとおり若干違うということではございますが、確かにこれまたおっしゃられましたように似ている点も非常にあります。ですから、私どもも特別事業を具体的に進めていくに当たりましたら、厚生省とも十分連絡をとりながら他の事業との重複を避ける、その他いろいろな点に留意しながら進めてまいりたい、このように考えております。

○野田哲君 戦後処理問題の別の問題で最後に政府の見解を伺つておきたいと思ふんですが、いわゆる戦後処理の三問題、つまり恩欠の問題、強制抑留の問題、それから在外財産の問題、この問題の中でいわゆる恩欠者、恩給欠格者関係の人数が一番多いわけですね。これらの関係者は国家の命令によつて家庭も犠牲にして、非常な犠牲に耐えて生命を賭して厳しい任務に従事してきたわけでありまして、それから戦後四十年以上になつた今日の日本の経済の再建復興に大きな力を尽くしてこられていられるわけでありまして、このために尽くした労苦や犠牲は大変大きなものがあつたと思ふわけですね。大変な犠牲を受けているわけでありまして。

これらの関係者に対して、国として個人補償を含めて満足のいくような戦後処理措置がとられていない。関係者の団体からも毎年毎年政府や国会に対して陳情が続けられているわけでありまして、これらの方々、いわゆる恩給欠格者、恩給法に定めた年数に足りないということではばり線引きをされて対象になつていない、こういう人たちがいるわけでありまして、これが先ほど言いました戦後処理問題懇談会の報告によつてもうこれでバリオドを打たれた、こういうことであつたのでは大変該当者の方々には身もふたもない扱ひになるわけでありまして、いろいろ陳情や請願も出ていられるわけでありまして、官房長官としては、これらの方々への対応についてどのような

にお考えになつていらっしゃるのか、その点を伺つておきたいと思ふんです。

○国務大臣(小淵憲三君) いわゆる恩給欠格者問題につきましては、平和祈念事業特別基金内に設けられます運営委員会におきまして事業のあり方等について協議されることになつておりますので、その推移を見守つてまいりたいと思ひております。

○野田哲君 これは、官房長官、基金ができてその運営委員会だけでどうも処理できるような問題じゃないと思ふんです。やはり政府として基本的な構想を持つてその実務を運営委員会の協議の中で処理していく、これでなければとて、政府の方針が決まらないのに基金の運営委員会ですべて取り仕切るといふことはできないと思ふんですが、そうじゃないでしょうか。

○国務大臣(小淵憲三君) 取り仕切るといふことでなくて、この運営委員会という方向が定められるか、どういう考え方が出てくるかということと十分御検討願ひまして、そこで出てきたものについては政府としても誠意におこたえしていくということになるのではなからうか、こう考えております。

○板垣正君 私は、法案について御質問申し上げる前に、今問題の奥野発言につきまして私の見解を申し述べたいと思ふわけでありまして。

私は、奥野発言は政府の方針を否定するものではない、つまり政府の方針に反しない、こういう考え方に立つものでございます。お互い過去に対する反省、その上に立つての日中友好を願ふ気持ちにおいては私は皆一緒であらうと思ふのでございます。私もまたそうした立場において申し上げるわけでございます。しかし、本当の友好、本当の相互理解、これはやはりお互いの努力で積み重ねていかなければならない、こう考えるわけでございます。過去の不幸な歴史につきましても、これをどう説明するか、どう子孫に伝えていくか、これは我々日本国民として課せられた責任でありまして、また国のまことに基本にかかわる問題であ

らうと思ひます。そうした意味におきまして、これらの問題がタブー視される、あるいはある一色に塗りつぶされる、あるいはある雰囲気支配されている、そういう状況はむしろこの自由なる我が国においては不自然ではなからうか。

現に奥野発言に対しましても、我が党内におきましてもまた国民の中にもこれを支持する者も少なくないわけでありまして。私も去る五月十日、私の属します日本遺族会の中国・四國のプロック会議役員会に出ましたが、ここにおいては奥野発言を支持する、そういう全会一致の決議も見ておりますし、あるいは日本遺族会の全国の支部から激励の電報が奥野長官のところに寄せられている。これも一つの現実であります。そうした意味におきまして、私は奥野発言を支持するものであります。このことにつきましては、長官の御答弁は求めません。長官のお心にひとつとどめておいていただきたいと思ふのであります。

それでは、本論の質問に入らせていただきます。このたびの平和祈念事業特別基金等に関する法律案、これはまことに多年の年月の中、いろいろな経緯の中、いろいろな積み重ねの中、きょうここに審議の日を迎えているということは、私自身かつて四年半ソ連抑留生活を体験した一人として、あるいはいわゆる恩給欠格者の一人として、また党内におきましても同志の先輩の方々のまことに幾多の過去を顧みまして、非常に感慨が深いわけでございます。今回の法案は、もちろん政府の責任において取りまとめられ提出されたわけでありまして、しかし、そこに至りますまでもちろん戦後処理問題懇談会の報告、これも大きな参考になつておりますとともに、一昨年の年末あるいは昨年末も我が党と政府側において、それこそ徹して夜明けまでかかつて論議を尽くし、そういう中からまことにぎりぎりの線として出されてきた、こういう内容も含まれておりますし、かつ、後から申し上げますけれども、まだ盛り込まれていない



がより運営委員会の公正な運用に役立つと申しますか非常にプラスなのではないかと、このように考えているわけでございます。いずれにいたしましても、御指摘のとおり、委員を公正に選ぶということがこの委員会ひいてはこの基金の業務の適正な運用に極めて重要であるということをおも十分認識してこれから当たってまいりたい、このように考えております。

○板垣正君 次はこの運営委員会の運営ですね、特にこの運営委員会の提言の扱いであります。今言われたように、二十四条、基金運営の重要事項を審議する機関としてこの運営委員会が設けられ、この事業について提言をするわけですね。しかし、この提言については、これは事業内容は内閣総理大臣の認可あるいは総理大臣は大蔵大臣と協議をしないと、これは二十七条三項あるいは四十二条、こういうふうな定められております。そうしますと、運営委員会で一生懸命審議してもこれがなかなか実現がでないとか、単なる作文に終わってしまうとか、そうなるてきまうとまた同じことの繰り返しになりかねない。その面での審議の運営委員会のウェイトといえますか——これは例えば多数決でやるんですか。あるいは合議でやるんですか。あるいは事業の内容等についてそれぞれ意見を並列に出す、こういうふうな格好になるわけですか。その辺の運営はどうやるんですか。

○政府委員(平野治生君) この運営委員会の具体的な運営につきましては、まさに基金ができてそして運営委員会が構成されてから、そこで御議論をいただくということになるんだらうと思っております。ただ、この運営委員会の重要事項、例えば毎年度の計画とか予算とかということと同時に、先ほどもちよつと申し上げましたとおり、事業のあり方についても協議することになるわけでございますから、多数決ということになるのかどうか、いろんな意見を出していただいて、それを政府の方に出していただいた段階でまたいろいろ検討させていただく、こういうことに

なるのではないだろうかというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますが、あくまでこの運営委員会の運営というものはこの基金において運営委員会ができてからそこで決めたいだくということになりますので、私今の時点ですういうふうになるのかということについてここで申し上げることはしばらく差し控えていただきたい、このように思います。

○板垣正君 そこで、官房長官の御見解を今までの問題について承りたいと思うわけでございます。つまり、第一に二百億円の基金を早期に造成するということ、第二に運営委員会の委員の任命を公正に行うということ、第三番目に運営委員会の提言を尊重すること、この以上三点が特に今後の運営において肝要と思われるが、これに対しての責任担当大臣としての長官の御見解、御決意を承りたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 御指摘のありました三点につきましては平野参事官から既にお答えしたところではあります、この基金の積み立てにつきましては、先ほども板垣委員御自身の御経験で北方領土の基金の積み立ての御苦労をお話しされておりました、法律としてこう定めました以上は、目途をいたしておられますけれどもできる限り早く、目標としておられる積立金についてはそれを積み立てるということとして努力すべきものではないかというふうに私考えております。しかし、予算は単年度主義をとっておりますので今から申し上げることはできませんが、気持ちとしては、最終の目標を設定して基金としてそれをベースに活動を行うことが必要じゃないかというふうに考えております。

それから運営委員の任命の問題でございますけれども、これも御指摘のように、公平に立派な学識経験者を配するということがこの基金の目的を達するゆえんだらうと考えておりますので、だれから見ても批判をされないような立派な方を選任いたしていくべきものだらうと思っております。

それから、運営委員会いろいろな定められることにつきましては、その事柄について政府としては、先ほども御答弁申し上げましたが、誠実に検討し、実施いたしていくべきものについては一日も早く実施していくべきものだと考えております。

○板垣正君 それから平野室長に一つ伺います。補助金ですね、これは政府・党の間では一項あったと思えますが、法律には余りはっきりしておりませんけれども、これは当然のこととして法律にはうたわれていないわけですか。補助金は期待できるわけですね。

○政府委員(平野治生君) お話しのとおり、この法律には補助金に関する規定はございません。ただ、先ほどもちよつと申し上げましたとおり、二百億円の基金を積み立てということでございます。そしてその利息と申しますか、その運用でということになるわけでございますが、今年度の出資額は十億円ということになっておるわけでございます。したがって、いわば事業費と申しますか、この事業を行っていくための経費につきましましては、当然のことながら別途補助をしていく必要はあるというふうに私も考えているわけでございます。したがって、その辺は財政当局とも十分御相談をさせていただきますが、必要額については補助をお願いする、こういうことにいたしてまいりたい、このように考えております。

○板垣正君 それじゃ、具体的に関係の問題についてお尋ねしたいと思います。

まず第一に、戦後強制抑留者、いわゆるシベリア抑留者の問題でございます。これはいろんな経緯、また今度法案に出されました問題について、いわゆる慰労金について恩給を受けている人が外されておる、あるいはせめて記念品等についてという気持ちがあるわけですが、この現地で亡くなった方々ですね、これは私はやはりぜひ対象に加えていただきたいと非常に切実に要望するわけでございます。先ほども御議論がございましたけれども、

ども、恩給を受けられる方は当然恩給というのは権利でありますから、そういう立場において国家補償として、あるいは類似遺族年金等もそうでございます。しかし、そうしたものと今回の抑留者に対する慰労金、これはやはり性格を異にするものがございます。

特に、関係団体、関係者の方々が一つの合言葉として、同じ苦しみをもした者は同じ扱いをしてほしい、同じ報いをと。同じ苦しみ、つまりあのソ連抑留の苦しみというものは、無慮五万五千の方がシベリア本土で戦後抑留中に亡くなっているわけですね。そして、辛うじて四十七万三千の方は耐え抜いて戻ってこられましたけれども、これはやはりお互いの助け合いがあり、その間で支えがあつて耐え抜いてきた。しかも、その帰ってきた人々に耐える戦後社会の扱い、そもそも我が国のそうした抑留体験者あるいは引揚者等に対する扱い、これは非常に立ちおくれた面が多かつたし、したがって抑留者の方々みずからが身銭を切つて仕事をなげうつてその切実な訴えを長い間叫び続けて、そしてまたこれは恐らく国会におきましても超党派的にこの問題には理解を示され今日に至つてきたわけでありまして、その一番根底にありまうものは、やはりあの同じ苦しみをともした者は同じ扱いをしてほしいということ、きのうまで一緒にあの地で苦勞し、ともに引き揚げてきてそれから再起して、そして今日までこの苦しい運動も一緒にやってきて、亡くなつてしまったためにその報いがない、あるいはたまに恩給を受けているためにそうしたもののから除外される、これはいかに心のない扱いではないでしょうか。

元来、これは関係者が要望してきているのはむしろ補償なんですね。現地でまさにただ働きさせられた、ある意味では国の賠償がわりにただ働きさせられたという思いもあります。そういう者に対してやはり国家が国家の責任において補償すべきだと、これが長年の懸案であり運動の中心に据えられてきたことは御案内のとおりでございます。

す。しかし、いろんな曲折の中から今回のこうした基金構想、そして抑留者に対する慰労金という中で、生存者に限らず、とにかく舞鶴なり函館なりの上陸した四十七万三千人は、これは一応記念品等は対象にしましょうと。そこまではいいや、恩給を受けようと思つた方々もさうした方々もさきやかな。だからこれらの方々は一緒にやつてきた仲間が外されるようなら我々は受け取れない、辞退するといふくらい思つた、さういふ叫びがあることも事実でございます。

やはり根底にあるのは、自分でもええいといふことじゃなくて、また単なるお金ということじゃなくて、その辺は御理解いただけると思いますが、これは六十四年度持ち越しの問題といふことで党の方はいろいろ経緯はございましてけれども、ぜひこの機会に政府のお立場においてもこの抑留者問題については、そういう姿において極めて関係者は満足でありますけれども、しかし、そこまで国としてのぎりぎりの配慮としてというところであればという気持ちも持つておられるようでもありますので、どうでしょう、この辺はやはりこのことについての長官のお気持ちを承りたいと思つております。

○国務大臣(小淵恵三君) 御質問の中にもありますが、紆余曲折を経ましてかような結論に到達をしたといふことで、この成案を得て国会に提出させていたおとところからございまして、さういふ点でもございまして、御意見として承らせておかせていただきたいと思います。

○板垣正君 ぜひ善処をよろしく願ひたいと思います。

次に、いわゆる恩給欠格者の問題であります。この問題の本質はやはり官民格差の問題だと思つて、つまり、赤紙で若くしてとにかく何年間か至上命令のもとで国のために尽くされた、その方がたまたま公務員になられるとか何かすればそれは年金等に通算される。しかし、一般民間あるいはそういうものがない人々はそういうことに

対する何もない。ですから、これまたいわゆる個人補償という形での運動が続いてきたわけでございますけれども、やはりそうした気持ちというもののは何らかの形で個人々々について国家の名において配慮されていくべきではないのか。

この問題については、衆議院でこの法案を審議成立させました際に附帯決議がございまして、五月十日の衆議院内閣委員会において附帯決議が何項目かございまして、これは全会一致で「恩給欠格者に対する慰労の個別的措置については、引き続き検討を加えた上、速やかに実施するよう努めること」と、こうたわれております。この附帯決議を踏まえて恩給欠格者、これらに対しても何らかの形における個別的な措置、これをぜひ御配慮いただきたい。これは先ほどいろいろ説明がございまして二十七条のその他の事業といひますか、第五号でも法律的にも決つてこの法律を無視するあるいは違反するものではないのではなからうか。

さらに敷衍すれば、これは昨年十二月二十七日の政府・与党の了解でございまして、運営委員会を設け、慰籍事業などを含めた特別事業等のあり方を協議し、政府に提議する」と。シベリア抑留者の問題もやはりこれは基金の枠内です。私はそう解釈している。基金の事業として行われると。したがって、今回の法律でやはりいろいろ審議検討され、基金の事業としてやはりそうした官民格差の問題を本質とする恩給欠格者関連問題についてもそういう立場において個別的な措置を行うこと、これは今回のこの法律においても実行できることではないのか、まずその点伺いたいと思つております。

○政府委員(平野治生君) 確かに、第二十七条第三項第五号「前各号に掲げるもののほか、第三項の目的を達成するために必要な業務」、この内容が今のところ具体化されていないわけでございます。したがって、関係者に慰籍の念を示す事業、こういうものとしてどういふものがあるのかというのを今後検討していくことになるのでは

ないだろうかというふうに思つておられるわけでございます。そういうことにつきましては、運営委員会におきまして事業のあり方について協議をしていただこうということになっておりますので、その辺のところを見ながらそういう内容等も具体的に決まってくるのではないだろうか、このように考えております。

○板垣正君 次に、六十三年度予算に計上されている六千万円ですが、調査費が計上されているはずですね。これで特に恩給欠格者の実態調査といふことが関係者からいろいろ要望があるようでございます。シベリア抑留者の場合は、資料としても厚生省等がかねて掌握しておられる面もある。ただ、この恩給欠格者の実態というものはその総体の人数等についてもいろいろ説がございまして、どの程度掌握しておられるのか、その実態を。それと、この実態調査ということについてはどういふふうに考えておられるのか、承りたいと思つております。

○政府委員(平野治生君) いわゆる恩給欠格者の方々の数、率直に申しまして私も必ずしも十分に把握しているわけじゃございません。私も承知いたしておりますのは、現在そういう方々で生きていらっしゃる方の数、これがおおむね二百七十五万人というふうに承知いたしております。ただ、例えばそういう方が何歳であるとか何年ぐらいたった軍歴があるのかといふことについては、まだ承知していないのが実態でございます。

そこで、ただいまそういうことも恐らく含めたという意味だと思つておられるけれども、恩給欠格者の方々の実態調査を行つたらどうか、そのために六千万円もあるのではないかと、こういうお尋ねかと思つております。もとより恩給欠格者の方々の実態をつかむことは必要かと思つておりますが、この六千万円をどういふふうに使ふかといふことにつきましては、基金に設けられます運営委員会等におきまして今後いろいろなことが御協議されていくわけでございます。そういう中で調査も必

要が出てくるということもあるかと思つております。その辺のところの動きを見ながらこの実態調査費六千万円を有効適切に使つていくことが極めていいのではないかと、このように考えているところでございます。

○板垣正君 それと、懇談会もそのスタートは、いわゆる恩給者なりシベリア抑留者として海外からの引揚者、これらの方々はやはりいろいろ切実な思いを持つておられるわけですね。これらの方々も当然今回のこの法案、基金の中で何らかの慰籍の事業、こうしたものが計画され取り上げられる。あるいは、運営委員会の中にもそうしたお立場の関係者も入られて、これらの方々の問題もいろいろな立場からいわゆる従来の経緯もございまして、この問題についてはどういふお考えをお持ちですか。

○政府委員(平野治生君) この法律の第一条の「趣旨」あるいは第三条の基金の「目的」のところにも書いてございまして、この基金そのものの対象は、既に御承知のとおり、ただいま御議論等がございましていわゆる恩給欠格者の方々、あるいは戦後強制抑留者、いわゆるシベリア抑留者の方々と、もう一つ法律上で申しますと「今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者」、こういう表現になつておられるわけでございますが、いわゆる引揚者、在外財産の方々、こういう方々もこの基金の対象となつておられるわけでございます。さういふことになつて慰籍の念を示す事業を行う、こういうことになつておられるわけでございます。したがって、引揚者、在外財産関係の方々につきましては、そういう方々の御苦労に対する資料の収集と保管とか、調査研究とか出版物その他の記録の作成とか、こういったような基金の業務の対象とはなるといふふうな御理解を賜りたいと思つております。

○板垣正君 それと、そうした大きな会ではなくても、具体的に申し上げますと満州開拓関係の方々の団体等もございまして、拓友協会、満州開拓青年義勇隊等、現実に国家補償を受けておられ

る方々もおられますけれども、この満州開拓の方々というものはもちろん相当多くの抑留経験者もおられると思います。これらの方々というのはまさに当時の国策のもとで一番厳しい環境の中で非常な苦勞をされ、しかも今日もあした満州開拓関係の方々が現地に再び合流をされて現地における農業の指導であるとか、向こうから人を迎えて農業のあれをするとか、そういう面でも非常に建設的な役割も果たしておられる。こうした団体は決して抑留者や恩欠者や引揚者というふうな大きな会として今回取り上げられていませんけれども、そうした会の人々もせめて国家のそうした国策のもとで奉仕をしたんだというふうなあかしとしての何らかのものをやはり国家の名において考えてほしいという声もあるわけでございます。私はやはりこうした基金の思いというものもぜひ今回のこうした基金のスタートに際して取り上げ、また検討していただけるようにお願いをいたしたいと思ひます。この問題についてはいかがでしようか。

○政府委員(平野治生君) ただいま御指摘がございました。いまゆる戦前の満州の開拓に従事された方々、具体的にはおっしゃる通りに拓友協会とかあるいは満蒙の開拓義勇隊というのでございますか、そういうグループもあるようでございます。そういう方々の中で、確かにこれも御指摘がございましたとおり、シベリアの方に抑留されたという方もいらつしやるわけでございまして、そういう方々はあるいはゆる戦後強制抑留者ということになるのかなというふうに思ひますが、そういう方々は非常に御苦勞されておられる。いろいろな苦勞をされた上で本土にお帰りのなつた、こういう方々は私どもも広い意味での引揚者の方というふうに考えておまして、この基金の慰藉の念を示す事業、例えば二十七条に列記されているようなことにつきましても除外するとかそういうことじやなしに、含めて当然考えていくべきだろうというふうに思つております。

ただいま先生からお話がありました。そういう方々が国から何らかのあかしが欲しいという御要望は、実は私も直接受けたこともございます。今後、基金の運営委員会等におきましてもこういうことも含めてあるいはゆるな形で御議論がされるのではないだろうか、このように考えているところでございます。

○板垣正君 ありがとうございます。終わります。

○華山昭範君 私は、官房長官、今回のこの法案に関連をいたしまして三つ質問したいと思つていいます。一つは奥野発言の問題であります。それから、もう一つは先ほどから問題になつております戦後処理問題懇談会の扱い並びに私的諮問機関のあり方、これが二つ目。それで、三つ目は法案の中身について質問をしたいと思つております。

そこで、まず最初に奥野国土庁長官の発言の問題についてお伺いしたいのであります。きょうは官房長官、衆参の議院運営委員会でもこの問題についてそれぞれ長官出席をされてお話をあつたところでございます。その間私も委員会を休んでいたわけでございますが、現時点におけるこの問題に対する官房長官のお考え並びに政府としての考え方等について初めに御話を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 大受当委員会に失礼をいたしました。衆参両院の議院運営委員会におきまして、いわゆる奥野国務大臣の発言問題につきまして招致を受けまして、内閣としての立場を表明せよと、こういうことでございまして。お伺ひいたしました。申し上げたことは、奥野国務大臣が最近種々御発言をされておられますが、このことが一つは内閣の基本的方針に一致するものかどうかという点でございまして。いま一つは、やはりこういう重要な重責を担う者の発言が国際的関係に対していかなる影響を与えるかということにつきましてその配慮いかん、こういうことだと思ひます。

そこで、現内閣の方針に背馳せざるものか否か

ということにつきましては、先ほど野田委員の御質問にもいささかお答えいたしました。究極、奥野大臣の発言といたしましては、昨日の本院本会議における御本人の御答弁において集約されるものではなからうかということ申し上げ、引用させていただきますように、竹下総理が昨日御答弁されましたことを受けて自分も全く同じ考えであるという御発言、さらに侵略的な行為云々ということにつきましては、私が衆議院内閣委員会におきまして答弁いたしましたように、現内閣としては二度と過ぐる大戦は起こしてはならないものとの反省に立つておる、さらに、前内閣において総理大臣が御答弁されたように、侵略的な行為があつたことは否定し得ないということ、さらに、諸外国も含めて我が国に対して極めて侵略戦争であつたという厳しい批判のあることについて認識は持つておるということにつきまして、その方針について昨日、官房長官の発言についてはいずれも同じような考え方を持つておるわけでございまして、そうした意味で竹下内閣の基本的な考え方と背馳するものではないということ、

で、両院議院運営委員会における野党各党から同国務大臣のみずからの辞任並びに内閣として罷免をいたすべきだという御要求がございましたが、内閣といたしましては現在国務大臣間における意見の不一致はないことを実は申し上げたわけでございまして。

しかし、了承されるところとならず、明日再び議院運営委員会に出席を要求されることがあれば、そのときにまた内閣としての考え方を述べようということ、実は両院の議院運営委員会において結論を得なかつた、いづれにおいても結論を得るに至らなかつたという判断を両委員長ともされて、私も残念ながら政府の考え方を了承していただいております。これが現在のこの問題に対しての立場でございます。

○華山昭範君 奥野長官の発言は、四月二十二日の発言に端を発しているわけであります。そして

四月二十五日の衆議院の土地問題対策特別委員会、そして同じく五月九日の衆議院の決算委員会、そして昨日の参議院の本会議と、続いてずっと問題になつておるわけであります。奥野長官が個人として要するに言論の自由とかそういうふうな面での発言というのは、私は何を言おうとそれは構わないと思ふんです。しかしながら、竹下内閣の重要閣僚の一人として、しかも午前中にも議論がございましたが、憲法上もいろいろな制約を受けておるわけですから、その大臣がこういう発言をするというのは、私は非常にけしからぬと。要するに、先ほど長官は二つおっしゃいました。一つはゆる竹下内閣の方針に背馳しているかどうかということ、それからもう一つは国際的にどうかということ、二つおっしゃいました。これは一通お伺ひしたいんですが、長官は、二十二日の発言から昨日の発言まで奥野長官がどういう発言をされたか、これは精査をしていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) すべて承知しているかどうかは自信がございませんが、記者会見における発言よりあるいは御指摘のありました各委員会での答弁ぶりの中での御考え等につきましては、それぞれ承知をいたしておるつもりでございます。

○華山昭範君 そうしますと、奥野長官の発言はそれぞれ承知した上で竹下内閣の方針に背馳してないかと長官はお考えなんでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 一つ一つの経過はございましたが、最終的には一番近いところでの御本人の発言がやはり公式に院というところの場所において御発言をされたことでございまして、私どもはその発言をもつて奥野長官の現時点における最終的判断だということ、それを信頼しております。こういうことでございまして。

○華山昭範君 これは長官、奥野長官は自分は中国との国交とかそういういろいろな問題について悪口を言うつもりはないと、二十二日の発言もそうです、私は中国の悪口を言うつもりはないと、こ

うおつしやりながら全部言っているわけでは、これはやっぱりあの人流のやり方でございまして、これは直接私は聞いたわけじゃございせんから、新聞の報道とかそういうもので見る以外にないわけでございます。これをこの席で紹介するのは大変はばかられるわけでございますが、これはこれからの議論の上でしよつぱな発言、二十二日の発言からこの問題が出てくるわけでございますから、長官もよく考えていただきたいのでございます。

奥野長官に対して、靖国神社に参拝したのは公人として参拝したんですか、私人として参拝したんですかという質問に対して、普通なら、私は公人としてですとか私人としてですとか、簡単な答弁でいいわけですよ、本當言うたら、ところがこの人の答弁というのは、「それは占領軍に聞いてみて下さいよ。」ということでは始まるわけですよ。

占領軍は昭和二十年十二月に「公務員の資格で、いかなる神社にも参拝してはならない」と禁止指令を出した。再び米國に立ち向かえるような体制はとらせない、とにかく団結を破壊したい、ということだった。神道は祖先を氏神さまとして祭ろうというもので、人はみな死ぬと神になる。氏神さまの頂点にあるのが天皇家だ。参拝が公人か私人かという問題になつては、戦後四十三年たつたのだから、占領軍の亡霊に振り回されることはやめた。これから先が中国が問題になっているところなんです。

中国はいろいろ誤解しているが、共產主義国家だから宗教への理解が少ない。だんだん理解してもらえないのではない。鄧小平氏の発言に国民みんなが振り回されているのは情けないことだ。中国の悪口を言うつもりはないが、中国とは国柄が違う。占領軍は国柄、国体という言葉も使わなかった。神道に関するところは教科書からも削除したが、神話、伝説をもつと取り上げたいと思う。

これからまた問題なんですけれども、白色人種がアジアを植民地にしてた。それが、日本だけが悪いことにされた。だれが侵略国家か。白色人種だ。何が日本が侵略国か、軍国主義か。開国して目をさましてみたら、軍事力強化の立場に追い込まれてた。鄧小平さんが言っていることを無視するのは適當ではないが、また日本の外交当局がそれなりに対応されていると思うが、日本人の性根を失つてはならない。

これはまあこのとおりおつしやつたのかどうかは、私も直接聞いていないわけですからこれはわかりません。しかしながら、中国とけんかするつもりはない、悪口を言うつもりはないと言いが、言わずもがなのことですね。また、大臣としてはこういうことは言つてはいかぬことですね。そうじゃありませんか。ここから問題が出てきて、このことについて四月二十五日にこれは問題になつてはいるわけですよ。しかも、今度は四月二十五日には開き直つてはいる。これは一つ一つ全部読み上げるのは私はもうはばかりですが、開き直つてはいる。どがが悪い。そういう意図はなかった。

今の官房長官のお話をお伺いしておりますが、参議院の本院議の話をどうおつしやつていますか、参議院の本院議の発言そのものにも問題がある。盧溝橋事件の話、それから御存じのあのライシャワーさんの「ジャパン」という本の引用、こういう点を一つ一つ言えばこれはもう切りがないぐらゐ問題点があるわけですよ。そうしますと、こういうふうな発言をすることそのものが要するに竹下内閣の方針に反していないということになるんですか、これは。そうすると、私は竹下内閣の姿勢そのものが大きな問題になると言わざるを得ないんですけれども、こういう一つ一つの発言はやっぱりそれなりに行き過ぎであつたり、あるいは陳謝すべきであつたり、あるいは間違ひであつたりとすべきではないんですか。竹下内閣として明確に姿勢を示すべきじゃないですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 御指摘にありましたような御発言ぶりにつきましては、委員もお話のように、そのことがそのとおりだったかどうかは速記録でもございせんのでわかりませんが、そのような趣旨の御発言があつたことは承知をいたしております。そこで、午前中に野田委員からも御指摘がありました、憲法で保障されたように個人としての信条、そういうものを吐露されるということはこれはまた許されるべきことではあります、同時に閣僚という重い任務に当たつておる者といましては、諸外国の国民の神経を逆なでするようなことがあつてはこれは友好善隣の実を上げ得ないわけでございますので、より慎重であるべきであるというふうに考えております。

そこで、発言の幾つかにつきましては個人の考え方をそのまま率直に申し述べた点もございまして、発言が過去において個人的な発言とあるいは閣僚としての発言との間で全くすべて一致するものであるかどうかについては私どもも検討させていただきます。これは思ひますが、重ねてでございますが、内閣との一致という問題につきましては、昨日御本人が最終的に申されてはいる御発言を我々は信頼し、内閣とともに歩むという姿勢、またその発言ぶりでも今後いかれるものだというふうな考へておるところでございます。

○峯山昭範君 官房長官、宇野外務大臣のこの間中国の外務大臣と会談した際の発言の中でも、これは竹下内閣の姿勢みたいなものが出てくるわけですよ。これは具体的にどういうことであつたか私どもわかりませんが、新聞の報道によりまして、中国の外務大臣が奥野発言のこの問題については「あまり触れたくないが、日本の閣僚の一人が非礼な発言をした」という問題に言及をした後、宇野外務大臣も「私も非礼だと思つて、中国の新聞で批判を受けたことは遺憾だと、国会でも答弁してはいる」と、こういうふうにご答へしたところ、この問題について宇野外務大臣の「非礼だ」と、外務省の首脳は九日の夕方になって、この「非

礼」という言葉はそうした事実はないということこれを否定してしまつたわけですね。一たん記者団にこういう問題に「非礼だつたと思う」というふうにご答へたことを紹介しながら、その後その言葉を撤回している。というのは、これはどちらが本當かわかりませんが、いずれにしても日本政府の、もつと簡単に言うとな竹下内閣のいわゆる歯切れの悪さといひましようかね、やっぱりそこら辺が私どもから見てもおかしいんじゃないかなと思つておるわけですよ。この点どうですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 今委員の最初に御指摘の点につきましては、宇野外務大臣が訪中いたしました折に錢其琛外交部長より日本の大臣の一人が礼儀を欠いた発言をされたと言及がありまして、宇野大臣よりかかる発言が中国の新聞等の批判的反応を招くという事態になつたことはまことに遺憾であり、政府としては日中共同声明の中で述べられてはいる過去の歴史に対する認識にはいささかの變化もないということを説明したと承知をいたしておるところでございます。

その後段の歯切れの悪さということでございますが、政府としてはこの対中国問題につきましても従来からの路線についてその線上ですべて処理をしてはいるわけでございます。特段に改めて竹下内閣として新たな方針を打ち出したというものはありせん。あるいはそのようにお感じになるかもしれませんけれども、従来の線上で誠実に外交を進めていくということではありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○峯山昭範君 官房長官、きのう奥野長官が参議院の本院議で発言をされました。竹下さんもそれを聞いておられたわけですよ。奥野さんの発言に對しまして与党の席から大変な拍手が沸いた。私はやっぱり奥野さんの発言に対してはいろんな問題があると思う。もちろん参議院の本院議における前段はいいんですよ。竹下総理の言つたとおり、前段はいいんですよ。それなりに理解できるところもあるんですよ。ところが、後段になつてくるとだんだん聞き直ります。ということは、逆に言えば

奥野さんの発言に同調する人がたくさんいるというふうな印象を与えたんじゃないかなと私は思うわけです。私は事実上違ふと思うんです。

また少なくともこの共同声明の中でうたわれた精神というのは、これはもう長官もよく御存じのとおり、「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」言葉で云々言うよりも、竹下内閣の方針に違反しているかどうか。奥野さん、あの態度で本当に深く反省しておるんですかね。あの態度、その後の新聞のいろんな報道、一々私はここで申し上げませんが、少なくとも私が見ても反省しているなんてこれっぽちも見えませんが。開き直り以外の何物でもない、そう思います。それをあえて竹下内閣の方針に背馳してないなんて頑張るということは、竹下内閣もあの奥野さんと同じなんだと、こう思っ

て私心配しておるわけですよ。いかがですか。  
○國務大臣(小淵憲三君) いろいろと御印象を持たれてはおるかと思いますが、御本人は参議院の本会議において、過去の過ちを深く反省しその反省の上に立つて行動していかなければならないと速記録で私承知をいたしておるので、本人としては日中問題についてもそのような過去の反省にのつとつて従来の政府の方針を受けとめながら行動していられるというふうに信じておる次第でございます。

○華山昭範君 これは共同声明だけじゃないんです。御存じのとおり、昨年は衆参両院におきまして共同声明並びに平和友好条約の精神を一層我々としては増進を図るために最大限の努力を図る、こういう決議をしておるわけです。そして、最大限のこの友好のための努力を図るその先頭に立つてやるのが少なくとも私は閣僚だと思ふんですよ。その閣僚が諸国参拝の公式であるか私人であるかということ問われて、何で中国の話をせな

は。今までこれは何回もやっているんですから。憲法問題に対する発言もいっぱいあるんですから。そういう点からいいますと、あの人のあの発言をどうこうしろとか考え方変えろなんて言えませんね。言えないと思います。

そういうふうな意味では、やっぱり竹下内閣としてこの国会、衆参両院における国会の決議とかこういうようなものから見て、何とかこれをちゃんとするために、竹下総理は中国へ行かれるわけでしょう、近々。中国に行かれるに当たつても、少なくともこの問題を何らかの形で明確にしていかなければ、やはりそれなりの私はお話が出てくると、そう思います。そういうふうな意味でも、私は非常に重大な問題であると思います。そこら辺のところをやつぱり竹下内閣としてそれなりのきちつとしたけいめをつけるべきだと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○國務大臣(小淵憲三君) 今委員の御指摘の点は、先ほど申し上げましたが、両院の議院運営委員会におきましても同様な御指摘がございました。竹下内閣としては、國務大臣としての奥野大臣の御発言についてこのような御指摘も受け、かつ、中国、韓国において各種の報道を通じて御批判をいただいておりますことについては、責任の重き立場の者の発言として御批判をいただくようになりまして、本日両院の議院運営委員会に出席しそのことを申し述べたところでございます。

一方、奥野長官としては本務と申すべき国土庁長官としての重大な任務もあるわけでございまして、現在も多極分散の法律を抱えまして御審議を願つておるところでございます。そこで、奥野長官につきましましては、建前から申し上げれば、これは三権の中それぞれではございますが、議院内閣制のもとで国会の御意思を十分拝聴しながら行政も運営していかなければならないこともこれまた確かなところでございまして、本日のところ両院の各野党からの御指摘につきましましては率直にこ

れを承りまして、政府としていかように対応するか考えておるところでございます。

いづれにしても、日限を限られましてその返事を再度待つということでございますので、ただいまの御意見等も十分承りながら対処をいたしたいと思ひますが、私もどなたもいたしましては、国際的にもできる限り親善友好の実を上げるためにそれぞれの国民の心情を思いつつ発言をいたさなければならぬという反省とともに、内閣としては、重要閣僚でございまして内閣の方針に基づいて行動されることを期待しつつ、奥野大臣にもその向きは申し上げることといたしたいと存じます。

○華山昭範君 いずれにしましても、この問題はそう簡単にうやむやに済ますことはできなくなつてまいりました。その責任の所在あるいはこの発言に対するみずからの責任というものもあると思ひます。また、政府の責任というものもあると思ひます。いづれにしても早急にこの問題に対する結論を出していただきたいと思ひますし、またそれなりのきちつとした方向でいかないと、これは対外的な問題もございまして尾を引くことは間違いないと思ひます。そういうような意味でやっぱりきちつと処理をしていただきたい、これだけ要望しておきたいと思ひます。

それでは次に、今回の法案に関連をいたしました、先ほど同僚議員の方からも質問がございました、官房長官、私的諮問機関というこれですね、私的諮問機関というのは官房長官どうあるべきだとお考えですか。

○國務大臣(小淵憲三君) これは六十一年十月に閣議で総務庁長官が発言されておりますけれども、懇談会等とはあくまで行政運営上の意見交換、懇談の場として性格づけられるものでありますというところをございまして、私もそういうものであるべきものだ、こういうふうな考えをしております。

○華山昭範君 実は、当内閣委員会におきましてこの私的諮問機関のあり方につきましましては昭和二十六年から議論が行われておりまして、私は二十

年ほど前ですけれども昭和四十五年ごろからこの問題を当該委員会でも議論しております。とにかく、いわゆる私的諮問機関と国家行政組織法に基づく八条機関との関係というのは非常に大事な関係でございまして、特にさきの中曽根内閣の時代に、要するに中曽根総理大臣になるや否や私的諮問機関というのをえらいたくさんつくりました。本当にもう次から次とつくるわけです。そうして、しかもいろんな行政運営の面にそれを利用して、たいていこの問題につきましましては当内閣委員会でもあるいは予算委員会でも随分議論になりました。その本質的なところは、実はいろいろあるんですけれども、やはりその区分をはっきりする、そして国家行政組織法に違反しないようにしてもらいたいというのが私どもの考え方であり

ます。  
しかし、実は私どもからすれば大変残念なことだったんですけれども、昭和五十七年だったのかね、もうちよつと前かもわかりませんが国家行政組織法の改正がありまして、国家行政組織法の第八条がいわゆる私的諮問機関というのをもすべて法律によつてつくるということになつておつたわけです。ところが、国家行政組織法の改正で、その法律の第八条にも書いてありますが、法律並びに政令によつてと、こうなつたわけです。なぜ政令によつてとなつたかといひますと、要するに法律によつてつくるということは大変難しい。難しいというよりも立法府で絶えず議論しないといけないわけですから非常に手間の手間がかかる、皆さんの立場からすれば。したがって、いわゆる八条機関をもう少しつくりやすくしてほしいという御意見もいろいろありまして、政令でつくれるようになった。

したがって、今回のこの戦後処理問題懇談会というの、本来なら政令なりにはかるべき措置をきちつとしてつくり、そして私は処理をすべきだと思ふんです。それが、これは今さきの同僚議員の質問の中にもありましたが、いわゆる戦後処理問題懇談会というのはいささかどうな処理を

全くしないで私的諮問機関として出てきて、しかも答申とか報告とかという形になっておりますが、そういうようなものから出てきたものがいわゆる法律をつくる根幹になってきている。ということは、逆に言えば国家行政組織法にまともにおち当たるということになるわけですね。ここら辺のところはこれらはどういうふうにお考えなのか、今後のこともありますしこれはきちっとしていただきたいと思っておりますので、一遍お伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(平野治生君) この法案、御承知のとおり非常に難しい状況の中で、政府におきましても真剣に取り組んできたわけでございます。その過程におきまして、政府でいろいろ考えていたわけでもございまして、民間有識者の方々の御意見も聞く必要があるのではないかとということで、この懇談会を設置させていただいた。当時は総理府の総務長官、その後内閣の官房長官でございしますが、そういう経緯がございました。そして、そういう経緯を踏まえながら政府としては、当時の内閣官房長官にそういう御提言がございましたので、それを踏まえてさらにまた各方面というところ折衝をいたしまして、そして政府としてこの法案を決定したという経緯があったわけでございします。そこで、この提案理由を書くときに、それまでのいろいろな経緯というものをきちつと書いておいた方がむしろいいのではないかと、こういうふうにおもひまして、私もこういう提案理由にさせていただきます。

ただ、先ほど野田先生から御指摘もあり、また今山先生からも御指摘があり、私もこれをもつてすべて政府の方針を決めたわけじゃないのではございますけれども、いろんな点で至らない点があったのかなというふうに反省いたしているところでございます。

○山田昭範君 これは官房長官、官房長官のところから出てくる法律がこういうことになってしまつては非常に困るわけですよ。何でもかいうと、各省庁の大臣に対して官房長官が注意せられないかん立

場にあるわけですね。それがこうなってくると困りますので、今までの経過からもうちょっと官房長官にわかつていただきたいのであえて申し上げますが、官房長官、これは三十八回国会の当時の池田総理の答弁でございまして、私的諮問機関のあり方についての答弁です。「これが一つの行政機関として意思決定をするというふうなこと、これはいけません」。要するに、「これはいけません」というのは、私的諮問機関が一つの行政機関としての意思決定をするというのはこれはいけません、こういう意味です。「これは絶対にいいかない。しかし、大きい問題につきまして民間の専門家等がお互いに話し合うという一つの懇談会——意思決定をせずに——ということ、私は政治をする形として、ごく軽い意味でやつた方がいいんじゃないか」。このとおりや、「行政機関としての審議会ではなしに、私は最小限度においてはやむを得ないのじゃないか」。「しかし、最小限において専門家の経験その他意見を述べてもらう機会を作り、そしてそれを民主的に意見の交換というところであれば、意思決定というのではなしに、私はある程度は目に見えていただく場合もあると考へまして、「しかし、行政組織法八条の関係もございしますので、その意見が行政機関としての意見になるようなことは、厳に慎まなければならぬ」と思っております。「これが総理の答弁です」。

それからもう一つ、これは当時の林法制局長官の答弁です。これはすぐ名称を変えたり、答申でなくて報告書になつていくとかいろいろなことを言う人がおられますけれども、この点についてもこういうことになっていきます。その名称のいかんにかかわらず実態が八条機関に当たるものであれば当然法律で設置しなければならぬ、要するに問題はその実態です、何人かの人がある問題についてずつと呼んで委員各自の個人個人の意見を聞く、これは今の八条には抵触しない、しかし一つの組織体をつくつてその組織体としての意見をそこで出させるということはこの八条に該当する、そういう二つの明確な線があるわけであり、閣議

決定等で懇談会を置く場合はその前者に引きつけて考えており、十分けじめをつけて八条に抵触しないよう注意していただきたいというのが、これは法制局長官の答弁です。

それからまだいっぱいあるんですけども、もうこれ余り言いませんが、これは行政官理庁の通達、「いわゆる懇談会にあつては、合議機関としての意思が表明されることなく、出席者の意見が表明されるにとどまるところにあります。したがってまして、懇談会は、出席者の意見の表明又は意見の交換の場であるにすぎないのであります」。これとつとこう見ていきますと、いわゆる国家行政組織法で言う八条機関と私的諮問機関とはもうおのずから違いがあるわけです。私たちはこの法案実は賛成なんです、これね。賛成なんです。しかしながら、やっぱり私たち長い間内閣委員会での問題について議論をしてきた、そういう点からいきますと、これを見逃してしまつたんじゃないか、今までのために議論してきたかわからないわけですよ。

しかも、戦後処理問題懇談会の「いわゆる戦後処理問題については、もはやこれ以上国において措置すべきものはないが、関係者の心情には」云々という報告を引用して——本当は結論を出したりこういう報告書をつくつていかなければ。そういう組織体をつくるということも問題になつていくわけですから、本当から言えば、それは組織体の意思がちゃんと出ているわけですからね。しかも、その意思に基づいて「政府としては」と、この「報告の趣旨に沿つて所要の措置を講ずること」を基本方針とし、と書いてあるんです。これは室長さんが何と言おうと何と答えようと書いてあんな、きちつとこれ「基本方針」と。

ということ、もう国家行政組織法を正面から平気で破つてこの法案ができておる。私たちは今までのいろいろないきさつ等わかつておるわけですよ、十分。この戦後処理問題というのはどんなに大変だったかということはおよくわかつておる。こ

の内閣委員会で随分議論してきたわけですから。しかし、だからといってこういうふうなことをやつたんじゃない、これはやっぱり問題が大き過ぎる。これ先ほどから同僚議員の方からお話ございましたが、ここら辺の項目はやっぱりちよつと削除していただかぬと、これが後々まで残りますと困るわけですよ、本当。ですから、そういうことも含めまして、これは官房長官の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 過去の池田内閣以来の御答弁ぶりについて勉強させていただきました。今回のことにつきましては、御指摘の点についてはこれまでの経緯を述べたものでありまして、政府としてはこれらの経緯を踏まえまして、各方面の意見を参考にしつつ、究極には政府の責任において法案を作成し国会に提出した次第でございます。ただ、誤解を招いたことはまことに申しわけなく、今後とも十分注意をいたしてまいりたい、このように考えております。

○委員長(名尾良孝君) 午後四時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時四十二分再開

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平和祈念事業特別基金等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山田昭範君 官房長官、御苦勞さまで。きょうはもう本当に行つたり来たりで。先ほどの続きですけども、これはどうしてもやっぱり官房長官にわかつていただきたいので、もう一回今度は先ほどの御紹介した分とは違つて行政官理庁の通達です。こういうのがありますね。「懇談会等行政運営上の会合の開催について」という通達です。これの一番目に「懇談会等は

個々の個人の意見を聞くのみで行政機関としての意思の決定を行わないものであるというのが国会における政府答弁の要旨である。これが一つです。それからその次に、「行政運営上の単なる会合で、」——この私的諮問機関のことです。「その都度参事者に参集依頼状を発して開催するのは、大臣決裁、局長決裁等で臨時、随時行われているところであるが、」これから先が問題なんですけれども、「関係書類に審議会、協議会、調査会等の名称を冠すること、」これはいかぬというんです。それから「設置する」と言うような記載をすること、これもいかぬというわけです。それから「参集者に委員、参与等を委嘱すること等は疑惑を招くおそれがあるので適当でない。」、こういう通達が出ておるわけです。

そうしますと、今の戦後処理問題懇談会というのは、一ページの今の大臣が読み上げられました提案理由の説明ですけれども、「戦後処理問題懇談会を設置し」と書いています、これね。設置しなというのはいかぬと言うて通達しておるわけです。それをわざわざ「設置し」とこう書いてある。それからその次は、「二年半にわたり慎重かつ公平な検討が行われました。八条機関で公平」という意味は、大体委員の任命——私的諮問機関が何でこう規制されているかといえますと、要するに私的諮問機関は大臣の自由な裁量によって自分の好きな学者の皆さん方から意見を聞けるわけです。ですから、逆に悪い意味で言えば自分の都合のいい人だけの意見を聞いてもいいわけですね。そういうことがあつちやいかぬから、要するに人選やそういうところについて法的な規制がきちつとかつておるわけです。そういう点が公平という意味なんです。だから、この戦後処理問題懇談会というのはそういうような意味では公平でも何でもありません。要するに国家行政組織法で言う政令なりそういうものできちつとしてないから、それは実際集まった人たちが悪いという意味じゃありません。法律の上ではそうなるということです。

さらに、その次に問題なのは、しかもこの戦後処理問題懇談会では内閣官房長官に対してその会としての結論をいろいろこういうことをするという提言が行われたとなっている。この提言もやつちやいかぬとなつておるわけです。そうすると、これは一つ一つ内閣の通達にそれぞれ抵触するわけですよ。そういうようなことは当内閣委員会でも何回も何回も議論をして、こういう疑惑を持たれるようなこと、例えば答申という名前がいかにぬということになつたら今度は報告あるいは中間報告、いろいろな名前で作るようになった。ところが、そういうことが問題になつたので、先ほど言つたように、林長官はその名前がどうのこうのというんじやなくて実態が問題なんですと、こういうように法制局の方では解釈しておられるわけですね。

そういうふうに見てまいりますと、この問題は非常に大事な問題でありまして、したがつて提案理由の説明の中のこういう部分は本当はカットしていただいで、要するにそういう懇談会からも意見を聞きまいたいところからの意見を聞いて政府としてこういう方針を決めたんですと、こういう書き方ならそれなりの理解のしようもあるわけですよ。ですから、そこら辺のところはやつぱり当内閣委員会でも少なくとも議論をするからにはそれなりの措置が必要じゃいかぬと私は思うんですけれども、そういうことを踏まえて御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 御指摘のありました私的懇談会の扱いにつきましては、今後十分注意をいたしてまいりたいと思ひます。

○峯山昭範君 あと法案の中身に入りたいたいわけですが、法案の中身につきましては先ほど同僚議員から相当細かい点まで質問がございました。私も大体同じようなことを質問するつもりで参りましたので、重複することになりますので私は以上で質問を終わりたいと思ひます。

○吉川春子君 本法案に直接入る前に一つお伺いしたいと思ひます。

それは、昨日の朝刊、夕刊に一斉に報道された総理府の汚職事件ですが、政府広報番組などの発注をめぐる汚職事件で総理府の元幹部職員が逮捕されました。いろいろもたらつた業者に広報を発注するなどということはもう論外のことです。政府の広報番組は行政権を執行する上で国民に周知するために行うものであります。その政権の都合のいい宣伝のための広報というものであつては困るわけで、正しい広報が求められています。そういうためのチェック体制というのは今あるんでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今般の事犯の発生につきましては、まことに遺憾かつ残念であります。改めて姿勢を正して国民の信頼を回復すべく政府として努力してまいる所存でございますが、執行体制につきましては改めて業務適正化委員会を発足させまして、こうした問題につきましても一度チェック体制の見直しを行つてまいりたいと思ひます。いずれにしても、従前から常に組織の中でそうしたチェックを図つてきたところでございまして、こうした事態になりましたことに際して、改めてさらにその機能の見直しを行い実を上げてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 政府の広報関係予算が非常に大幅に伸びています。例えば田中内閣一九七三年と今年度八八年度を比べてみますと、かなり大幅に伸びているんですね。その数字を示せますか。その理由についてもお知らせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 最近の数字を申し上げますと、昭和五十七年百三十六億八千六百万を最近では最高にいたしまして実は漸次減少いたしてきておりました。昨年度の百十五億六千四百万円まで累減してきておるところでございますが、六十三年度につきましては若干の増加を見まして、百十八億二千七百万という数字に相なつております。

○吉川春子君 臨調行革で各部門の予算削減というのをおびただしい数字に上つておるわけですから、

けれども、広報予算はかなりふえているんですね。その理由はどこにあるんでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 政府といたしましては、政府の行つてまいります事柄につきまして広く国民の衆知を求めて理解と協力のもとに政策を遂行していかなければなりませんので、その国民の理解を求めるために必要な経費と考えております。

○吉川春子君 広報関係予算の詳しい内訳についてお示しいただきたいんですが、例えば今年度の予算で言いますとテレビ関係は三十八億九千万円、ラジオが一億九千万円、新聞、雑誌が三十四億三千三百万円、その他四十三億三千万円、こういうふうになつておられますけれども、その中身はどういうふうになつておられますか。例えばテレビ関係はどういう費用なんですか、これ。

○国務大臣(小淵恵三君) 今ここにあります資料から申し上げますと、六十三年度予算案の中ではテレビ、ラジオ等放送関係は四十四億三千四百万ということになっております。内訳につきましましては、ただいま担当者参りましたので御答弁申し上げます。

○政府委員(本多秀司君) 広報室長、今ちよつとおかれて参りますので、大変恐縮でございます。

今官房長官が申し上げましたように、六十三年度の広報予算、約百二十億弱でございますが、いわゆる契約の観点から申しますと、約七億程度がいわゆる一般企画競争ではなくて随意契約に基づいて行われる部分であるというふうに理解していただいております。その理由は、広報媒体を選ぶに際しましてその業者、その代理店でないといふ報目的に照らしまして実行がでない、そういう特殊なあるいは特定の性格を持った媒体につきましては随意契約によつてやらざるを得ないというところでございまして、その額がおよそ七億、百二十億弱のうち約七億程度でないかというふうに推定されるところでございます。

○吉川春子君 それでは、広報関係の予算の中身についてはちよつと後で資料で提出していただく

ことにいたしました。今隨意契約という答弁がありましたのでそちらの方に問題を移しますが、登録業者に企画を提出させて公平に選ぶ、そういう競争入札ではなくて、隨意契約にして今回の逮捕者がツルの一声で発注先を決めていた、こういう驚くべき事実が明らかになったわけですが、今その業者でなければできないんだというようなことを言いましたけれども、業者選定の基準というのはどういふふうになっているんですか。

○政府委員(本多秀司君) これも実は私直接その業務を担当しておりませんのでやや一般的な言い方になることを御了承いただきたいと思います

が、広報関係につきまして一つの基準に従いまして登録された団体がございます。広告につきましては約七十団体、それから映画制作につきましては約四十団体といいますが、業者の数でこ

ざいますが、そういった登録されたいわば資格のある団体、この中から政府広報としてふさわしい業者が選ばれるわけですが、その選定につきましては一つは一般競争、いわゆる企画競争でございます。もう一つは先ほど申しました随意

契約によるもの。そして、その随意契約によらざるを得ないといえますが、よりますのは過去の実績を踏まえその業者、その代理店が特色ある広報

の媒体を提供する、つまりその業者以外にはその媒体の性格を発揮するようなものがない、例えて言いますならばタクシーのリア広告、いわゆる

るタクシーの後ろの窓につけます広告、こういう  
 広告につきましては特定の業者以外にはノーハウ  
 を持っていない、そういう業者につきましては随

意契約をやるという仕組みになっておりますが、詳しくは広報あるいは会計の担当者の方から御説明させていただきます。

○吉川春子君　そうしますと、登録されている団体はどういう基準で選ばれているか、そして隨意契約が一般競争かという区別はどういうふうにしてやるか、これは何か文書での規定があるんでしょうか。決まりがあるんでしょうか。それを提出していただけますか。

○政府委員(本多秀司君) 先生まことに申しわけございません。私が答弁する立場にございませ  
ん。その担当者が来ましたら早速説明させていただきます  
だいたいと思いますので、次の質問に移っていただ  
ければ大変光栄だと思います。

○吉川春子君 私も通告しておいたつもりなんです  
すが、ちよつといろいろうまくいっていませんので、今  
言った資料と先ほど申し上げました予算の  
詳しい内訳、それについて提出していただくとい

うことをお約束いただきまして、次の實に移ります。いいですか。提出していただけますか。

○政府委員（本多秀司君）　かしこまりました。

○吉川春子君 当委員会はいわゆる戦後処理の法案が幾つか提案されて審議をしてきたわけですが、政府の戦後処理に対する基本姿勢を伺います。

それは、再びあのような侵略戦争の愚を繰り返してはならない、こういう反省に立つて政府は戦後処理を行つてゐるというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(平野治生君) そのとおりでございます。

す。

○古川春子君 奥野国土庁長官の発言は、外交問題になつておりますけれども、日本国憲法に照ら

しても容認できるものではありません。きのうの参議院本会議におきまして盧溝橋事件は偶発だったと発言されておりまして、日中戦争の侵略性を

重ねて否定しておられます。官房長官にお伺いします。長官は日中戦争、盧溝橋事件、これらは偶発的なものだった、こういうふうにお考えなん

でしようか。

○國務大臣（小淵恵三君） 個々の事件の歴史的評價、解釈はいろいろあり得るところであり、また

歴史家の評価にゆだねるべき側面もありますが、一般論として言えば、歴史は流れの全体として評価すべきものと考えております。いづれにいたしましても、政府としては昭和四十七年の日中共同声明の中で述べられておるとおり、過去において日本が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与え

たことについて責任を痛感し、深く反省をいたしておるとの認識は不変であり、戦争は二度と繰り返さず平和国家としての道を歩んでいく決意であります。

お尋ねにありました私としてどう思うかという

ことでございますが、私といたしましてもこの問題についてはまだ十分な研究をいたしておりませんので、的確に御答弁は申し上げられませんが、いずれにいたしましても中国との関係の中でこの

事件が起こったことは事実であり、この事件の評価につきましてはなかなか難しい判断でございまして、今直ちに偶発的であるか否かについては

答弁を差し控えさせていたのだと思います。しかし、いずれにしても日本としてはまことに不幸な事件であり、全体としていわゆる侵略的な事実、これを否定するものではないというふう

えております。

○吉川春子君 ライシャワー氏の著書を引用されたわけですが、これはきょうの新聞の報道ですが、ライシャワー自身も侵略性を認めて次のように書いてゐるわけです。

日本帝国が大きくなっていくにしたがつて、中国人の抵抗も激しいものとなつていった。東アジアに侵略し、一大帝国を築きあげようと野心

にかられた日本は、世界的にはいささか遅きに失していた。

略奪をほしままにした、こういうような記述もあるわけで、ほんの一部分を取り上げて偶発的だ、そして自分もそう思う、こういう参議院本会

議での答弁は大変適切ではないものであると私は思うわけです。

今回の事件で、奥野長官は時には弁明めいたこと

とをおつしやりながら一貫して侵略戦争を弁解しており、現憲法下での國務大臣として全くふさわしくないというふうに思うわけです。政府が今決して隣諸国との友好関係を推し進めよう、こういう立場に立っているのであれば、こういう人はそういう内閣の大臣としてはふさわしくない、このよう

に思います。もちろん憲法九十九条の公務員の憲法遵守義務、こういうものにも反するわけなんです。そしてまた外務大臣の御答弁、軍国主義的な侵略行為であったというものと、あるいは総理も非常に消極的ですけども侵略ということを認

めている、こういうことを見ますと憲法に反する、そして閣内不一致だ、日本の大臣としてはふさわしくないというふうに思うので、私たちは奥野長官を罷免すべきだ、その地位をやはり去るべ

きだ、こういうふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○国務大臣（小淵恵三君） 奥野大臣の発言につき

ましては、しばしば御答弁申し上げさせていただいておるところでございますが、政府の基本的な中国に対する認識において変わるものでないという考え方でございまして、昨日の本院本会議にお

ける筈ぶりもそのように相なっており、私どもとしては奥野長官におかれてはこの内閣の方針に基づいて行動をされるものだというふうに考えております。

○吉川春子君　盧溝橋事件が偶発的な事件だ、そ

ういう個人の考えは自由だというようなことをさつきちよつとおつしやいましたけれども、私は、言論の自由とかというのは国民の国家権力に対す

る權利でして、權力を握っている者が憲法の枠を踏み越えていろんなことを言う、これを言論の自由ということですかえることはできないという

ふうに思ひまして、こういうふさわしくない大臣はその地位を追われるべきだ、このことを指摘しておきたいと思ひます。

今回の平和祈念事業特別基金等に関する法律案、この提案の経緯について伺いますけれども、これは昭和五十九年十二月二十一日の戦後処理間

題懇談会報告、そして昭和六十一年十二月二十九日の政府と自民党の「戦後処理問題に関する政府・党合意」によつたものである、このように理解してよろしいですか。

○政府委員(平野治生君) この法案をつくる過程におきまして、そういうふうにただいま先生も御

指摘になりましたとおり、戦後処理の報告あるいは政府・党合意、こういうものを踏まえまして政府として方針を固めて、今回この法案の提出に至ったものでございます。

○吉川春子君 戦後処理問題懇談会報告ではいわゆる恩給欠格者問題それから戦後強制抑留者問題などについて検討を行った結果、個人補償についてどういう結論に達しているんでしょうか。

○政府委員(平野治生君) 戦後処理の報告の中におきましては、これらの問題につきましては「もはやこれ以上国において措置すべきものはない」という結論を一応うたつた上で、「しかしながら、我々は、戦後四十年にならんとしなご強い要望を寄せている関係者の心情には深く心を致さねばならない。」、こういう前提のもとに、戦争損害が関係者にとって心の痛みとして償われることなく残っていることをふまえるならば、求められることは、これらの尊い損害、労苦が時日の経過とともに国民の記憶の中から忘れ去られ、風化していくことを防ぎ、更に後世の国民に語り継ぐことであり、国民が戦争により損害を受けた関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことである。

こういうふうなうたつた上で、このため、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出し、事業を行うための特別の基金を創設することを提唱する。

○吉川春子君 そういたしますと、この懇談会の結論として今度の法案の立場は、個人補償を含む戦後処理に最終的に終止符を打つための特別基金を創設する、こういうことでしょうか。

○政府委員(平野治生君) 戦後処理の報告自体はそういう趣旨だったと思います。ただ、先ほど申しましたとおり、この法案をつくる過程におきましてはさまざまな方面からの御意見もちょうだいし、また自民党とも御指摘のございましたと

おりに確かに合意を見ましてやつたわけでございます。そういう意味で見ますと、個別に慰労の気持ちであらわす、こういう措置についてもこの法案の中に明記されていることでございます。

○吉川春子君 それはいわゆるシベリア抑留者に対する十萬円の慰労するための支払いということだと思ふんですけれども、そのほかの個人補償についても、この法案に直接具体的な措置が書かれている以外の個人的な措置についても、政府は否定するものではないんですね。

○政府委員(平野治生君) 繰り返しになりますが、一昨年の政府・党の合意、これは既に御承知かと思ひますけれども、「いわゆる戦後処理問題については、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って、特別基金を創設し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うことで全て終結させる」ということになっていくわけでございます。ここに書いてございます「関係者の労苦を慰藉する等の事業」、これが法律の上におきましては「関係者に対し慰藉の念を示す事業」というふうになっていくわけでございます。ただこの内容等につきましては、先ほどもちよつと御答弁申し上げましたとおり、今後運営委員会等で御協議いただくというふうになっておりますので、その推移を見守つてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと、戦後処理問題に関する政府・党合意、これでは「先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って、特別基金を創設し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うことで全て終結させるものとする」、こういうふうになっていくんですけれども、これと政府の立場とは若干違ふということなんですか。

○政府委員(平野治生君) 政府といたしましては、今回提出させていただきましたこの法案でもつていわゆる戦後処理問題については最終的なものにしたしたい、このように考えております。

○吉川春子君 私ども日本共産党は、戦後処理問題については、今日なお苦しんでおられる一切の

戦争犠牲者の生活に対する完全な国家補償を行うべきである、こういう立場です。具体的に言えば、一、旧軍人軍属の恩給未受給者の救済について、戦地加算を含め、軍務に服していた期間を共済年金に準じて国の負担で公的年金制度に還元するなどの個人補償の措置をとること。二番目は、ソ連抑留者については長期にわたる強制労働に対する国家補償の要求を支持しております。そして、旧軍人に対しては恩給法上の抑留加算をふやして、民間人については慰労金新設など個人への救済措置を講じて、遺骨送還、墓参地域の拡大の早期実現、こういうことを私たちは主張しているわけですが、また在外財産の補償については、日本国がサンフランシスコ条約で国民の在外財産の請求権を放棄した経過から、国は国の責任で補償すべきである。政府は過去二回総額二千五百億の交付金を支給しましたが、これは非常に不十分である。他の戦争犠牲者への補償との均衡を図つて改めて補償措置を講ずるべきである。これが私どもの党の基本的な立場なんです。そういうことと申しますと、今度のこの法案が個人補償をもうこれ以上は絶対に認めないものなのかどうかという、そこが非常に重要なことなんですけれども、今私が申し上げましたようなことを今度の法案は全面否定することになるのではないかと、こういう危惧を持っていますが、これは私の杞憂なんでしょうか。

○政府委員(平野治生君) ただいま先生がおっしゃった幾つかの点、例えていわれる恩給欠格者の問題で申し上げますと、在職年あるいは加算年、そういうものを考えながら、例えば共済年金等の通算というふうなお話がございました。これは私どもの所管というよりかはこの共済年金なりあるいは国民年金等を持つていらっしゃる所管の問題になるわけでございますが、非常に難しいという話を私も聞いております。そういうこと等の関連におきまして、先ほど申しましたとおり、戦後処理の趣旨を体しながら、また自民党との合意といったものを踏まえて、こういう法案を出

させていただいたわけでございます。そういうこととでございますので、ひとつぜひ御理解を賜りたいと思つております。

○吉川春子君 先ほど来問題になっておりますその提案理由、趣旨説明でも、いわゆる戦後処理問題についてもやはりこれ以上国において措置すべきではないというふうな言っているんですけれども、官房長官の御答弁を伺つておきますと、運営委員会での話し合いの推移を見守つていくと、こういうふうにおつしやっているわけですね。そうしますと、運営委員会の結論次第によつては個人的な補償も政府としてはやる用意があるんだ、こういうふうな理解してよろしいんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) この事柄につきましては、あくまでも設置される運営委員会の中で御議論をいただきます。その推移を政府としては見守つていくということになるかとはい思ひます。

○吉川春子君 問いをもつて問いに答えるというふうな御答弁でちよつと納得いかないんですが、具体的に伺ひたい。

個人補償も政府は否定しないというニュアンスの答弁だったと思うんですけれども、この二百億の果実でもつていろいろな事業を行うというのがこの法案ですね。仮にこの基金の二百億の果実で個人補償も行うんだという立場に立つ場合に、まず恩給欠格者の人数は先ほど二百七十万ですか、というふうにおつしやられましたね。そうしますと、その二百七十万の方々に例えれば今度のシベリア抑留者と同じように十萬円ずつの補償をするとなると、どれぐらいのお金がかかるんでしょうか。

○政府委員(平野治生君) 単純に二百七十五万といたしますと二千七百五十億円ということになります。

○吉川春子君 二百億基金が積み立てられたとして、そしてその果実というのは、恐らく財テクでもやるんでしょうが、どれぐらいの果実が生まれるんですか。

○政府委員(平野治生君) これは法律にも書いてあるわけでございますけれども、元金が保証され

るものにつきまして、現在のいろいろなシステムがございますからそれを最高限に活用して果実を生むようにしたい、このように考えております。

○吉川春子君 ですから、それによってどれぐらいの果実が年間生まれるんですか。

○政府委員(平野治生君) 仮に五%といたしますと、十億円程度かと思えます。

○吉川春子君 二百億になつてからの話ですからまだ数年先の話ですけれども、それで十億円程度年間果実が生ずると。そしていろいろな事業を行い、あるいは個人補償も行つていまして、二千七百五十億補償するとなればどれぐらいかかるんでしょうか。

○政府委員(平野治生君) 先生のおっしゃっている意味が十億円ずつとして二千七百五十億ということになれば単純に計算いたしますと二百七十五年でございまして、そういうことになるかと思えます。

○吉川春子君 その十億円の金額自体も大変少ないわけで、こんな補償でシベリア抑留あるいは恩給資格者の方々の御苦労がねぎらえるものとは思えませんけれども、しかし単純に十億円と計算して、果実がさつきの五%という計算でいくと二百七十五年かかるということは、実際問題としてこの二百億の基金の中で個人補償をしていくということは無理なんじゃないですか。

○政府委員(平野治生君) まだこの基金でどういふ関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うかということが明確になつていないわけがございまして、いづれにいたしましても、運営委員会であるいろいろな点が御議論になるかと思ひます。そういうのを見守りながら、私どもとしてもいろいろな点を考えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○吉川春子君 ですから、全額を個人補償に使つたところで二百七十五年かかるという計算ですから、そのほかいろいろな事業をやるといふことになれば、実際問題は個人補償などということとは

全然念頭のない基金だということは明らかではないですか。もし本当に個人補償をやるのだつたらば、なぜ法律の中ではつきり書かないんですか。法案の条文の中にはつきり書かないんですか。もしやる意思がないのにあるような、運営委員会の出方を見守るなどというような答弁でございまして、これはもうとんでもないことだと思ふんですけれども、個人補償をおやりになる意思があるのだつたらば、そういう余地を残す条文を一項設けるべきじゃないかと思ふんですけれども、どうですか。

○政府委員(平野治生君) 先ほどから先生の方で個人補償という言葉を使つていらつしやいます。補償という言葉は一般的に申しますと何か、例えて言うならば、言葉があれかと思ひますけれども、義務みたいなものがあつてそれに対して補償するんだと、こういうお話かというふうに思つております。そういう意味の個人補償という言葉でございまして、それはやるという話にはならないんだらうというふうに思つております。ただ、私どもが申し上げておりますのは、関係者に対し慰藉の念を示す事業、この具体的内容につきまして二十七日条におきまして具体的に一項に書いてあるわけがございまして、同時に五号にもその基金の目的に適合するものであるならば業務としてやることのできるという規定もあるわけがございまして、

じゃ具体的にどういふことが考えられるのか、こういう点につきましては、今の段階では運営委員会での協議の結果を待とうというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○吉川春子君 さつきから繰り返しの答弁になつていふと思うんです。ですから、苦しい答弁だと思ふんですけれども、官房長官にお伺ひいたします。

いろいろなそういう戦争の被害者、あるいは戦地で御苦労なされた方々に対して、一般的にこういう事業で慰藉するんだと。資料館を建設するのとかどうかかわりませんけれども、そういうような

形で一般的に慰藉してそれで終わりというのがこの法案だと思ふんですが、この法案を離れてか、まあ含めてもいいんですが、個人的な補償について運営委員会の出方を見守るといふ、じゃ運営委員会次第なんだというところになると思ふんですけれども、そうじゃなく政府としての個人補償に対する確固とした考え方というのはないんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 戦争の結果そのものも受けた被害者というものについては、戦後政府としても全力を挙げて遺家族に対する対策等を含めまして努力をいたしてきまして、過去いろいろと御議論がございました。そうした経過を踏まえて政府としては今度このような形で対処しようというところになつた次第でございまして、直接に、先ほど平野参事官が申しましたように、義務ある立場でこれを補償するという形で考えるべき問題ではない、こういうふうに考えておるわけでございまして、

○吉川春子君 今の官房長官の答弁で、要するに個人補償ということをご政府は考えていないということが明らかになつたと思ふんです。それはもうそれ自体大変けしからぬことで、私たちはこういう個人補償も切り捨ててこれで一切戦後処理は終わりだというような今度のこの法案について、とても御苦労なされた方々の気持ちから考えても賛成できるものではありません。

時間の都合もありますし厚生省にも来ていただいておりますので、この問題はまた引き続き伺ひたいと思ひます。

私も埼玉県荒川村の村長さんに案内していただいて残留孤児の皆さんのいろいろな生活実態を見てまた話し合ひもしてきた中で痛切に感じたのは、やはり日本語の習得が非常に困難で、そのために就職もできない、結婚もなかなかうまくいかない、いろいろな困難に直面していらるんですけれども、この日本語の習得とそして日本の風習を身につけるということが最大の課題ではないかというふうに思ふわけなんです。で、残留孤児の皆さんは二世の皆さんの日本語教育ということについて今でも厚生省も努力してこられたと思ふんですけれども、本当にきちつと身につけていただくためにやはりもっと積極的な対策が必要ではないかというところを痛切に感じるわけなんです。

それで、厚生省が日本語教室を新たに設けたりすることやつておられますけれども、この新しい制度でもつて例えば埼玉県には一カ所できるとか二カ所できるとか、こういうふうになるわけですね。そうしますと、埼玉県というのは面積が小さい県ですけれども、しかし荒川村と岩槻市というふうな考えただけでも通える距離じゃないわけなんです。そういうような形で本当に実の上で日本語教育ができるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(新飯田昇君) お答え申し上げます。御指摘のように、中国帰国孤児が一日も早く地域社会になじみ定着自立するためには、日本語の習得が極めて重要なものと考えております。私ども、六十三年度の新規事業といたしまして、所沢など全国六カ所に中国帰国孤児定着促進センターというのがございまして、ここの四カ月の生活を終了後、地域社会に定着しました孤児に対しては引き続き日本語指導を中心とした生活指導をするための自立研修センターというのを全国で十五カ所設置することにいたしました。この自立研修センターにおきます日本語教室と申しますと、四カ月の初歩的な勉強の後でございまして、実践的な日本語指導を行う、あるいは孤児の言葉の覚え方に応じて複数のコースを設定するというようなことを考えております。

なお、帰国孤児の日本定着につきましては、私どももまずもつて孤児自身に主体的に自立する意欲を持つてもらうことが大事ではないかと考えております。このため、帰国を希望する孤児に対しては、中国に在住するときから中国政府の協力

というように思います。いずれにしても、このことは国民全体の気持ちが一つになってそうしたことが行われることが望ましいことであり、現時点においては国民全体の考え方がそうしたことを行わしめる動きになっておられないことについては残念に思っております。

○柳澤錬造君　ここですぐそれをやりますという答弁を官房長官に求めても私は無理だと思えますからそれ以上申し上げませんけれども、それはぜひ御検討いただきたいと思えます。

それから次には、法案の「定義」のところでも「戦後強制抑留者」ということを言っているわけですが、この第二条では、「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴェト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留さ

れた者が本邦に帰還したものをいう。」とある。先ほども同僚議員からも若干出たんですけれども、あの酷寒零下何十度の地でもって長い間強制抑留をされて、強制労働をさせられてそのまま異国の地でもって命を失った人が何万とおるが、これらの氏名は正確にはわかっていないはずなんだ。おわかりになっているんですかね、政府は。

○政府委員(平野治生君) 厚生省の資料によりますと、約五万五千人の方々が現地で死亡になりましたというふうに聞いております。そういう方々に対しましては、恩給法に基づく公務扶助料あるいは一般の方でございまして援護法に基づく遺族年金が出ているというふうに聞いておりますので、そういう五万五千人の方々のお名前はわかっているというふうに承知いたしております。

○柳澤鍊造君 それは平野さん、持っていかれた

のがたしかこれだけいるはずだといって当時の名簿をなにして、それで帰ってきたのがこれだけ帰ってきたわといって消していつて、残ったのは結局それじゃあの異国の地でもって死んだのであらうという形で、その数字が今言われた数字のはずですよ。ソ連政府に再三日本政府から要求しても、ソ連政府からはいわゆる病気だろが何だろ

うがともかくこれだけの人はこちらで死にましたよという名簿は来ないはずなんだ。だから、そういう点からいかなば不確定なはずであつて、私はむしろそういうふうなことは遺憾だと思ふんですけれども、しかし、それにしてもあの酷暑零下何十度という、言うなら人間として生きる限界を超えるような状態の中でもって強制労働をさせられて、そしてともかく生き抜いて耐え抜いて何とかして日本に帰つてこれたわけでしょう。私の知つてゐるのも一番長いのは十年超えてゐるわけですよ。そのぐらい長い間そうやってやられてそして帰つてきた。それで、戦後何十年になつて今になつてその人たちにお氣の毒ですといつてこゝでこの法案で言つてゐるのは、たつた十萬円の国債を支給しますと。先ほどどなたかの質問のときに平野さん財政的に云々という言葉を使つたけれども、今は学校出て就職した人たちの初任給だつて十萬より多いでしょう。たつた一カ月働いてもそのぐらいの収入があるわけなんです。それを今まで四十年もほつたらかしておいて——ほつたらかしてはいないわけではございませんけれども、今になつてお氣の毒だから慰藉の念を示そうといつて考えた、それがこの十萬円の国債です。あれだけの戦争から戦後の強制労働させられたその苦しみというもののについての政府の評価はその程度なんですかとお聞きしたいんですが、どうですか。

○政府委員(平野治生君) 私ども、先生がおつしやるとおり、シベリアの非常に寒い地で強制労働に服された、そういう方々がいろいろな御苦労を重ねた上我が国にお帰りになつた、そういう方々の御苦労を思ひますと非常に胸が痛む思いがするわけでございます。そこで、確かにいろいろのお話はあつたかと思ひますが、国といたしましては、今もう遅いじゃないかというお話もあるいはあつたかもしれないけれども、諸般のいろいろな事情の中からやつぱりそういう方々に対して個別に慰勞の気持ちをあらわす必要があるというふうに思ひまして、本邦にお帰りになつた方々に対しては、慰勞の品、書状、こういったものを差し上げるとともに、十萬円、確かにいろいろあるかと思ひます。私先ほど、先生も今御引用なきいましてとおりに、財政状況等も考えまた個別に慰勞の気持ちをあらわすためとしては十萬円、いろいろ御意見はあろうかと思ひますけれどもそれでお願ひしたい、こういうことで恩給等を受給されてない方には差し上げる、こういうことにいたしたわけでございます。

先生のおつしやること私なりによくわかるのでございますが、そういうことでございまして、政府としてはできる限りのことを今させていたただいておりますので、ぜひひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○柳澤鍊造君 御理解をしてくださいますとよく言えますねつて言いたいわけ。まず、これは官房長官も聞いておいてほしいわけ。はつきり認識しておいてほしいと思ひますのは、あの戦争に参加をした人たちというのは自分が戦争が好きで行つたんじゃないわけでしょう。国家の命令でつて行かされたわけですよ。そして、帰つてきた人たちの中でいゝゆる恩給資格のない欠格者というものがたくさんおられて、これらの人たちが長年にわたつていゝゆる補償をという格好でいろいろ要望し訴えをしてきたわけですけど、それが今度こういう平和祈念事業ということで政府は提案をしてきたわけですよ。その通称いゝゆる恩欠者、私に言わせたら恩欠者という言葉が極めて不適切な、そういう表現は使つてはいけないと思ふんだけれども、そういう人たちがこれで喜ぶと思ふんですか。こんなことをしてくれと頼んだはずはないわけでしょう。こんなことでつて我々の気持ちを救つてくれとお願ひしたはずはないんです。

それで、政府としてこれが最善なものだといふお気持ちでこれを出したのか、その辺はどうなんですか。もう一度そこをちよつと聞かせてください。

○政府委員(平野治生君) 言葉もあるいは適当じゃないかもしれませんが、私もそういう意味でいゝゆる恩給資格者という言葉を使わせていただいてゐるわけでございます。そういう方々の御要望を私どももいろいろの方々から、いろいろな団体から毎日のように承つております。そして、その中で非常に多いのがやはり個人的に何かをしてほしいという問題であることは私も承知いたしております。もちろん中には私も承知のこと、自分たちの苦勞というものを何らかの形で後世に残してもらいたい、こういう御要望があることもまた事実でございます。あるいは私どもがやったことを何らかの形で国として認めてもらいたい、こういう御要望があることも事実でございます。

そういうふうな状況の中で、いゝゆる恩給資格者の方々に對し今回の特別基金をつくり関係者に対する慰勞を示す事業、確かに一般的にはいろいろな二十七条の第一項、特に一号から三号まで、そういう関係者の苦勞について資料の収集、展示、保管とか、あるいは調査研究とか、出版物の記録その他の作成とか、そういうことが具体的に書いてあるわけでございます。そういうことにつきまして、しかしそういうこともやつてもらいたい、自分たちの長い間の苦勞、こういうたものが自分たちの子供あるいは孫たちの間でだんだん忘れ去られてしまふことは非常に寂しいことだ、こういうふうな私どもの方々に切々と手紙等で訴えられた方もいゝるわけでございます。私どもそういう多くのいゝゆる恩給資格者の方々にどの程度お報いすることができようか、いろいろ考えさせられる点があるわけでございますが、私も現時点におきましてこの法案を作成いたした上で、こういう問題につきましても私どもとしてできる限りのことをしていきたい、このように考へてゐるところでございます。

○柳澤鍊造君 平野さんは戦争の御経験がないからそういうことを平気で、そして何かそういう人たちの気持ちを酌んでさやつてあげたやうなことをしやあしやあとしやべる。だから、これは官房長官やつぱり答えていただかなきゃいかぬです。

けれども、戦後軍人恩給が復活したのが昭和二十八年の八月、その後若干修正がされてはきてゐるわけですよ。しかし、考へていただきたいのは、いゝゆる昭和三十年前後のあのころの日本経済の実力というか、それは二十年代の敗戦の中からはつとより歩きがでるようになった程度のことです、今なんかでは考えられない状態だつたわけでしょう。それが現在はいゝえば、もう世界じゅうからいろいろと文句ばかり食うやうなこれだけの言うならば経済力を持つた国になつたわけなんです。そうしてくると、この平和祈念事業というふうなこういう法律をつくつて、それでもって戦争の苦しみを味わつた人たちに対して慰勞の念を示すんだといつてゐるゝるゝここに提案をしてゐるんだけれども、今のこの経済力に見合つたやうな国家としての慰藉の念を示したということになるんですか、どうですか。

今日これだけの経済力を持つた。長いこと御苦勞していただきたつたけれどもこゝまで来たから、それこそ二十八年なり三十年なりそのころなら、先ほど平野さんが言われたやうに、今の国の財政からいけば、それはわかるけれどもなかなかできませんと言つておつても済んだかも知れませんが、もうこれだけの経済力を持つてきたならばそういう言葉は通用しないのであつて、今の経済力にふさわしいやつぱり慰藉の念を示しますといつてこれだけのことをいたしますと、そこへどうしたつてつながらないじゃないですか。イコールしないですよ。官房長官だつて自分ではそう思つてゐるんですよ。それ、どうなんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 実は私も平野参事官と同じ世代でございます、戦争体験というものをみずから経ておらない世代の方でございます。しかし、今日の日本のことを考えますと、あの戦争でひどく大変な御苦労をされた方々、または戦後の厳しい社会を生き抜いてきた方々の御努力によつて今日の日本の姿があると思ひ、我々としてもしやうした方々に対してで得る限りの恩返しをしなげやならぬといふことでおることは事実でございます。

ただこの恩給制度というものが、これは私が言うのは大変僭越ではございますけれども、そういう制度であつて、加算年も含めて十二年に達した人には恩給を差し上げるという制度であつた。ただ、さきの大戦が非常に広範なものに至りまして、そしてまた多くの方が参加と申しますか軍務に服さざるを得なくなつた、こういう経緯の中で、十二年に達しない方が出てきたということなんでしょうというふうに思ふのでございます。先ほども、おまえは戦争を知らないからというふうにおどしかりを受けたわけでございます。私、確かに戦争は知らないわけでございますけれども、そういうった制度上の問題、これは不公平といへばあるいは不公平かと思ひますけれども、いろいろういつた年金制度的なものについては常にいわゆる最短期限というものがあるのではないだろうか。それに達しない者は不公平といへば不公平でございしますが、それは一つの決まりではないんだらうか

というふうな思ひやうでございます。したがって、三つ目のお話でございます軍人恩給をやめろということ、これは国として、軍人として勤務に服されるときには在職加算年も含めて十二年以上の人には恩給を差し上げるということを、当時、いわゆる戦前当時約束をしたわけでございますから、なかなか難しいのではないかと、ううに思ひやうでございます。

ただ、平和祈念事業これだけでいいのかという第一点のお話でございます。私ももうこういう点もいろいろあることを十分承知いたして、ううでございますけれども、今回の二十七条等に書いてございます業務、関係者に対し慰藉の念を示す事業、こういうものをやることによっていさかでもというふうな思ひやうでございます。

○國務大臣(小淵恵三君) 恩給制度の根本に触れる問題についてのお尋ねかと思ひますけれども、政府としては毎年の予算編成の過程の中でそれぞれの方々に對して財源の許される範囲で最大の努力を払ってきたことではございますが、しかし先生御指摘のように、そういうことで毎年若干の改善が行われてくる一方、その恩給制度に年限を定められ、もとよりこのことは法律をもつて国会の御意思もちようだいでしての上でございますが、そういうことで年限がまあ極端に言えば一日足らないためにその恩恵を受けられないという方々が、時の経過とともにいろいろ御不満もあつたし、何とかしなけりやならないという声が大きくなつてきておることは事実でございます。

かく申します私も昭和五十四年に、実はこの恩欠の問題のそもそもは官民格差論その他もございまして、数人の先生方と御一緒にこの問題に取り組みをした経緯もございまして、それ以来の経過についても十分承知をいたして、ううでございます。よつて、何らかの形でううした方々にお報いをして、一方では恩給をもらえる方々、一方では恩給資格者となりそしてその後役所に勤められた方と民間に入られた方との格差その他の問題ございまして、いろいろ御意見のあることは承知を

いたしてまいりましたが、ううしたことの経過を踏まえながら、この時点で何らかの報いをするとなればという形で、このような慰藉の気持ちも含めてあらわすこの法律案となつた次第でございます。いまして、私も今政府の立場で考えますと、与党と十分相談の上とめ上げた成案でございますので、この際はぜひこの法律をもつて一応の区切りとさせていたきたいということで今御提案させていただきます。ううというところでございまして、何とぞよろしく御理解のほどをお願いいたす次第でございます。

○柳澤謙造君 官房長官、現在の段階で答えただけでううのことだと思ひます。

それから、もう一つ大事なことは、戦前には戦前でもうこれどこで線を引くことはこれはあつたんですから。しかし、いろいろな諸制度が戦前にあつたものは今日も戦前がこうだったからこうしますというふうにして、ううのかといつたら、全く違ひやうでございます。だから、今日の時代といふか今日の情勢にマツチした、ううの手直しはされてもいいわけだ。それで、今のその不公平の問題は私は平野さんの御答弁を聞いて、ううには納得いかなかったが、官房長官の方はよくわかつていて答弁で触れられたから、それはもう再度言ひません。

それで、最後にもう時間もなから申上げておきたいのは、五十七年六月に設置された戦後処理問題懇談会、このときの委員がだれだったかなんてことをもう聞こうとは思ひませんけれども、やはりこのメンバーというものが、私先ほども言つたように、戦争を知らない人たちが多かつたと思ひます。ううでなければ、五十九年に官房長官に提言をするときに、いわゆる戦後処理問題については「もはやこれ以上国において措置すべきものはない」というふうな、うういう言葉は出てこないはずなんです。戦争は国家が起したんでしょ。それで、その後遺症といふものはいまだにずっと続いて、いろいろのところに問題があるわけですよ。それを今までもいろいろや

つてきたけれども、いまだにやつぱり始末がつかないものはたくさんある。あつてそれはやはり長い時間がかかるわけだけれども、国家が戦争を起してそして国民のたくさんの方がその戦争に参加して実損を受けた。そのことをどこまで救済するかというところであつて、それを「もはやこれ以上国において措置すべきものはない」という意題懇談会といふもの、私に言わせたらうういう意味においては戦後処理問題懇談会といふものがない。さきか僭越だと思ひます。失礼千万なんて言つたらなんですか、うういう点がある。したがつて、官房長官にもう最後に、今きょうこだけですぐ片がつけられるものじゃないんですから、いろいろこの法はこの法としてこしうの段階でこまごま前進をしたんですから、うういう点ではこの法としてこれは一歩前進をさせて、さらに今後ともいろいろその問題については検討を続けますという、その点だけはやはり官房長官の方からお答えをしておいていただいて、それできうは終わりたいと思ひます。

○國務大臣(小淵恵三君) 名前は戦後未処理問題にあるいは戦後処理問題かわかりませんが、いづれにいたしましても国民が要望する課題につきましては、政府として十分国民の協力を得つつ実行していくように努力いたしていくことは当然のことと考へております。

○柳澤謙造君 終わります。

○委員長(名尾良孝君) 本案に対する本日審査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後六時八分散会

四月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月二十五日)

一、昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る本文のみを掲載。小字及び「は修正」)  
昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
附則  
公布の日  
この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

四月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国家(防衛)秘密法案の再提出反對に関する請願(第一九〇号)
- 一、旧軍人軍属恩給資格者救済に関する請願(第一九二号)
- 一、旧軍人軍属恩給資格者の救済に関する請願(第一九二二号)
- 一、国家(防衛)秘密法案の再提出反對に関する請願(第一二〇九号)
- 一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一二二九号)
- 一、旧軍人軍属恩給資格者の処遇に関する請願(第一二二三三号)(第一二三四号)
- 一、国家(防衛)秘密法案の再提出反對に関する請願(第一二四二二号)
- 一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一二五七号)
- 一、旧軍人軍属恩給資格者の救済に関する請願(第一二五八号)(第一二五九号)
- 一、旧軍人軍属恩給資格者救済に関する請願(第一二六〇号)(第一二六一号)
- 一、旧軍人軍属恩給資格者の処遇に関する請願(第一二六二二号)

第一九〇号 昭和六十三年四月十五日受理  
国家(防衛)秘密法案の再提出反對に関する請願  
請願者 東京都江戸川区上篠崎町一ノ五一  
ノ一二三宅理恵子 外四名  
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第一一九一号 昭和六十三年四月十五日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願(二通)  
請願者 岐阜県不破郡関ヶ原町今須 田丸

紹介議員 杉山 令肇君  
この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第一一九二号 昭和六十三年四月十五日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願  
請願者 岐阜県武儀郡武儀町下之保 森金

紹介議員 杉山 令肇君  
この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第一二〇九号 昭和六十三年四月十八日受理  
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願  
請願者 東京都葛飾区堀切六ノ七ノ一四

紹介議員 久保田真苗君  
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第一二二九号 昭和六十三年四月十八日受理  
スパイ防止のための法律制定に関する請願  
請願者 静岡市高松二、〇八五ノ一 原料

紹介議員 竹山 裕君  
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一二二三号 昭和六十三年四月十八日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の処遇に関する請願  
請願者 大分県大野郡三重町大字百枝 神

紹介議員 後藤 正夫君  
この請願の趣旨は、第六二八号と同じである。

第一二三四号 昭和六十三年四月十八日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の処遇に関する請願

請願者 福岡県山田山下山田五二六ノ四

紹介議員 遠藤 政夫君  
この請願の趣旨は、第六二八号と同じである。

第一二四二号 昭和六十三年四月十九日受理  
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願  
請願者 東京都目黒区南一ノ二〇ノ一一

紹介議員 久保田真苗君  
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第一二五七号 昭和六十三年四月十九日受理  
スパイ防止のための法律制定に関する請願(十八通)  
請願者 静岡市有明町一四ノ一六 望月信

紹介議員 小島 静馬君  
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一二五八号 昭和六十三年四月十九日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願  
請願者 岐阜県郡上郡大和町 此島修二

紹介議員 藤井 孝男君  
この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第一二五九号 昭和六十三年四月十九日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願  
請願者 岐阜県加茂郡富加町夕田三五四ノ

紹介議員 杉山 令肇君  
この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第一二六〇号 昭和六十三年四月十九日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願(六通)  
請願者 岐阜県養老郡上石津町牧田四、

紹介議員 藤井 孝男君  
この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第一二六一号 昭和六十三年四月十九日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡付知町一、九二四ノ

紹介議員 杉山 令肇君  
この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第一二六二号 昭和六十三年四月十九日受理  
旧軍人軍属恩給欠格者の処遇に関する請願  
請願者 兵庫県三原郡南淡町福良甲一、五

紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第六二八号と同じである。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十二日)  
一、平和祈念事業特別基金等に関する法律案

第七号中正誤

ページ 段行 誤 正

五 三から 八 終わり あり 二点 あと二点

昭和六十三年五月二十六日印刷

昭和六十三年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K